

第 3 次浜田市環境基本計画の策定について

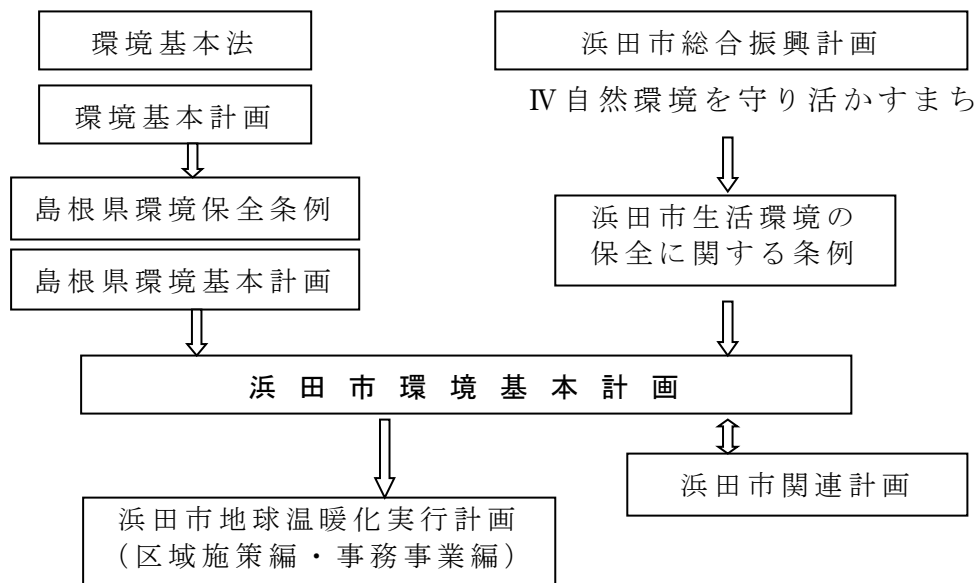
「浜田市生活環境の保全に関する条例」第 19 条により策定が義務付けられており、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向を定めることを目的として、策定作業を行っていた標記計画が、令和 3 年 3 月に完成しましたので報告します。

< 策定の経過 >

- ・ 庁内検討会議の開催 全 3 回（令和 2 年 8 月～令和 3 年 1 月）
- ・ パブリックコメントの実施（令和 2 年 11 月 16 日～12 月 16 日）
- ・ 浜田市環境審議会への諮問（令和 2 年 8 月 14 日）
- ・ " 答申（令和 3 年 2 月 19 日）

計画の概要

1 計画の位置づけ



2 第 3 次計画の期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間

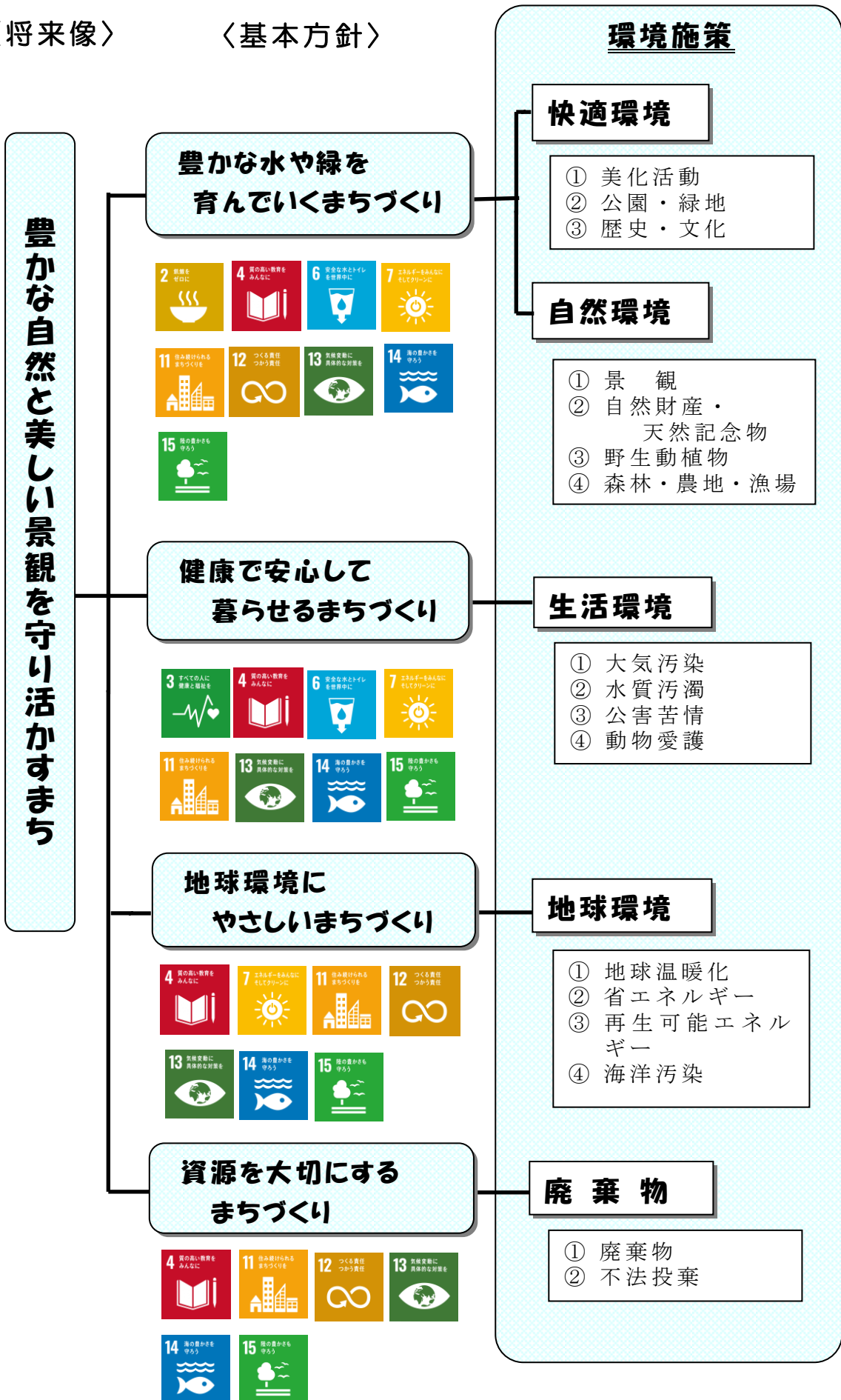
3 目指すべき将来像

豊かな自然と美しい景観を守り活かすまち

(裏面へ)

〈将来像〉

〈基本方針〉



第 3 次 浜田市環境基本計画

令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）



日本遺産「北前船寄港地」(外ノ浦)

令和 3 年 3 月

浜田市

はじめに

本市は、平成 22 年（2010 年）3 月に「第 2 次浜田市環境基本計画」を策定し、「地域特性と自然環境を活かした潤いのあるまち・はまだ」を計画のテーマと定め環境政策の推進に取り組んでまいりました。

その後、世界においては、SDGs の採択やパリ協定の発効など、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しました。国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減などの低炭素化をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組むための枠組の整備が進んでいます。

わが国においては、国際的な動向を取り入れた「第 5 次環境基本計画」が平成 30 年（2018 年）4 月に閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」などを掲げるとともに、SDGs の考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。

本市においては、平成 28 年（2016 年）3 月に市の最上位計画である「第 2 次浜田市総合振興計画」を策定し、豊かな自然や美しい景観を引き継ぐため、適切なりサイクル推進や自然エネルギーの活用を推進するまちを目指す取組をしています。

このような状況を踏まえ、環境に対する取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、「第 3 次浜田市環境基本計画」を策定しました。

この計画の推進にあたりましては、市民・事業者・行政の連携・協力が不可欠であり、これまで以上に皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた浜田市環境審議会委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見ご提言をいただいた市民の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

浜田市長 久保田 章 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の目的と背景	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 対象とする環境の範囲	4
4 計画の構成	5
第2章 浜田市の現状と課題	6
1 浜田市の概況	6
2 快適環境	14
2-1 美化活動	14
2-2 公園・緑地	14
2-3 歴史・文化	16
3 自然環境	17
3-1 景 観	17
3-2 自然財産・天然記念物	17
3-3 野生動植物	19
3-4 森林・農地・漁場	20
4 生活環境	21
4-1 大気汚染	21
4-2 水質汚濁	23
4-3 公害苦情	24
4-4 動物愛護	25
5 地球環境	26
5-1 地球温暖化	26
5-2 省エネルギー	27
5-3 再生可能エネルギー	28
5-4 海洋汚染	28
6 廃棄物	29
6-1 廃棄物	29

6-2 不法投棄	31
第3章 浜田市の環境の将来像	32
1 目指すべき将来像	32
2 基本方針	33
3 持続可能な開発目標(SDGs)との関わり方	34
4 計画策定の体系	37
第4章 将来像の実現に向けた取組	38
1 豊かな水や緑を育てていくまちづくり	38
2 健康で安心して暮らせるまちづくり	40
3 地球環境にやさしいまちづくり	42
4 資源を大切に作るまちづくり	44
第5章 計画の推進	46
1 推進の方策	46
1-1 市民運動	46
1-2 環境教育	46
1-3 助成と支援	48
1-4 助言と地域推進	48
1-5 情報の提供	48
2 推進体制	49
3 進行管理と見直し	51
4 環境指標	52
資料編	53
1 策定の経過	54
2 浜田市環境審議会（諮問書・答申書・委員名簿）	55
3 浜田市生活環境の保全に関する条例	58
4 用語の解説	62

本文中、※印の表示のある用語は、巻末の「用語の解説」をご覧ください。

第1章 計画の基本的な考え方

この計画の策定にあたって考慮すべき国や島根県の動向、浜田市の現状などを踏まえ、計画の目的と背景、計画の位置づけと期間、対象とする環境の範囲などの基本的な考え方を示します。

1 計画の目的と背景

環境基本計画とは、「浜田市生活環境の保全に関する条例」第19条の規定に基づき定める計画であり、浜田市が環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するために定めるものです。

浜田市では、平成22年3月に「第2次浜田市環境基本計画（以下、「前計画」とします。）」を策定し、様々な環境保全に向けた取組を推進してきましたが、社会経済情勢の大きな変革への対応や、国の地球温暖化対策などの環境政策との整合性を図る必要が生じてきたことから、これから将来にわたり、浜田市が環境行政を行う上で必要となる総合的な指針を明らかにするため新たな環境基本計画（以下、「本計画」とします。）を策定することとしました。

《前計画策定後の主要な環境をめぐる社会情勢の変化》

地球温暖化対策の推進

- 平成27年（2015年）11月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で2020年以降の温暖化対策に関する法的枠組み「パリ協定」が採択された。

循環型社会の構築

- わが国では、新たに投入される天然資源の量は減少、リサイクル（再生利用）される物質の量は増加し、省資源型への移行が進みつつあるが、リデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）の取組が遅れているほか、廃棄物等から有用資源を回収する取組も十分とは言えない状況にある。

その他の社会情勢の変化

- 平成27年（2015年）9月の国連総会でSDGs（持続可能な開発目標）が採択された。
- 平成27年（2015年）に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が施行された。

2 計画の位置づけと期間

この計画は、[※]第2次浜田市総合振興計画に掲げる市の将来像「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田」実現に向けたまちづくりの大綱である「自然環境を守り活かすまち」を目指すための基本的計画と位置づけます。

この計画に基づき、本市では、各部門における環境の保全に関する施策を立案・実施するものです。

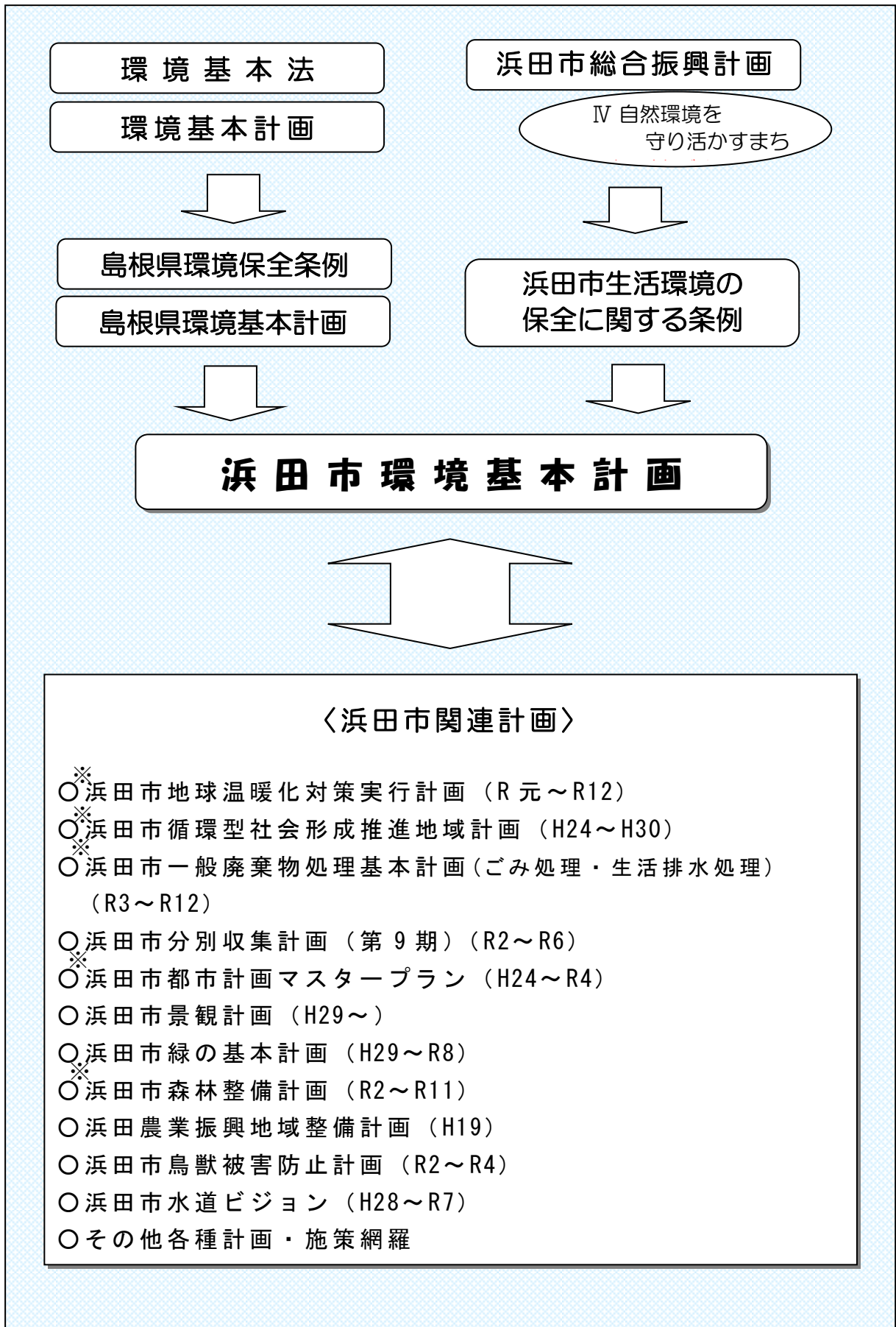
また、今日の環境に関する諸課題を解決し、本計画に掲げる基本方針を実現するためには、私たち一人ひとりの実践や行動が求められており、市民・事業者・市の積極的な取組と連携・協力が不可欠です。

したがって、この計画は、市民・事業者・市が一体となった取組を進めていくための指針となるものです。

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化、国内外の環境政策の動向、この計画の進捗状況などを踏まえて柔軟に対応するため、5年ごとに再検討を加え、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、各項目の内、個別計画において、計画期間や目標年次が定められているものについては、個別計画の計画期間によるものとします。

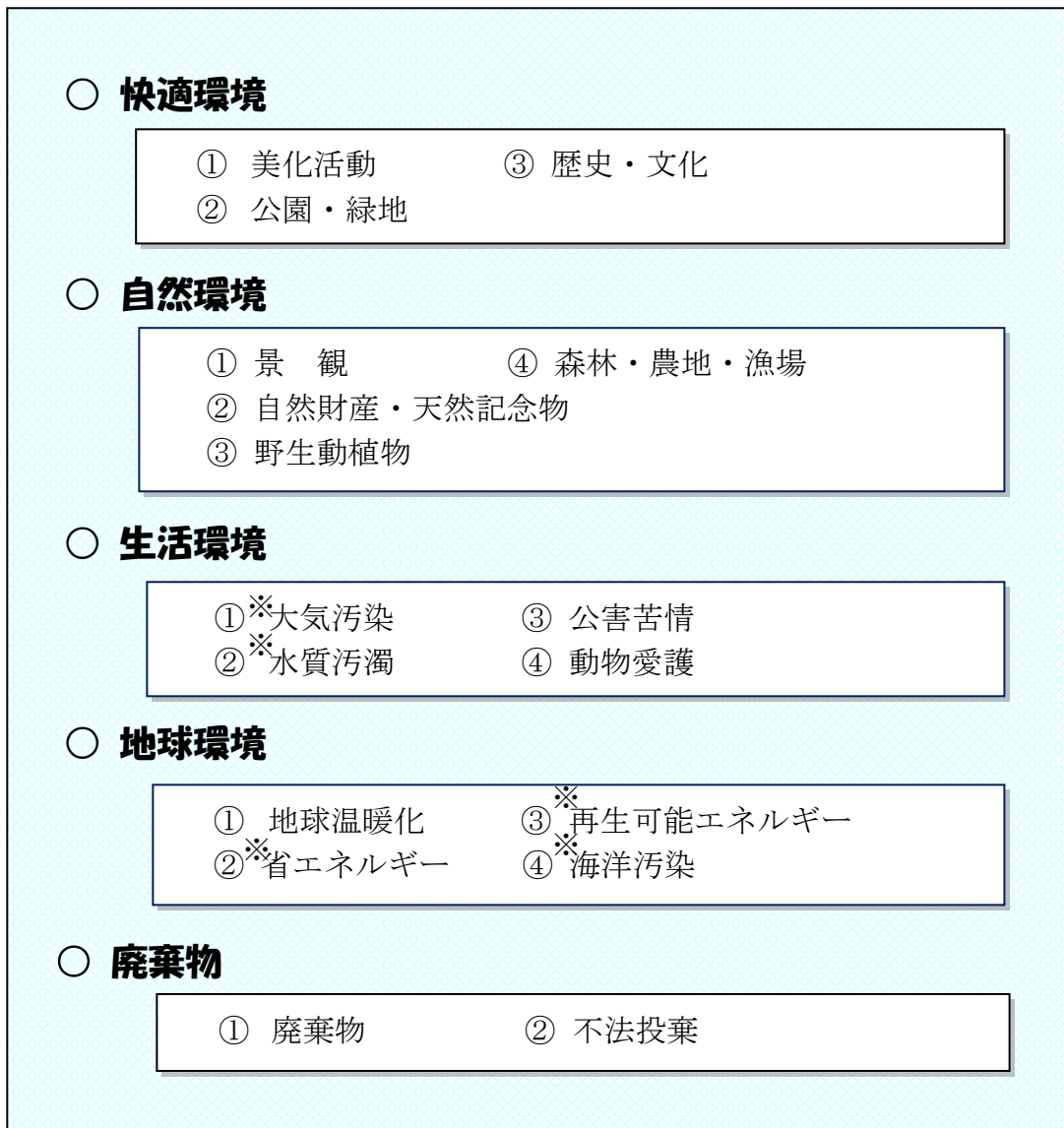


3 対象とする環境の範囲

環境とは、「人間や生物などを取り巻く周囲の状態や世界」というような包括的概念であり、自然的環境と社会的環境があります。

この計画における「環境」は、島根県環境基本計画において対象とされている環境の範囲に準じて分類します。

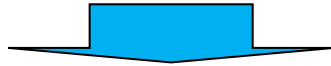
潤いと安らぎの「快適環境」、豊かな自然を活かした「自然環境」、生活に密接に関わる「生活環境」、地球規模での「地球環境」、循環型社会での「廃棄物」の5つに大分類し、さらに事象ごとに細分類します。



4 計画の構成

第1章 計画の基本的な考え方

計画の目的と背景、計画の位置づけと期間、対象とする環境の範囲、計画の構成



第2章 浜田市の環境の現状と課題

- 快適環境 美化活動、公園・緑地、歴史・文化
- 自然環境 景観、自然財産・天然記念物、野生動植物、森林・農地・漁場
- 生活環境 大気汚染、水質汚濁、公害苦情、動物愛護
- 地球環境 地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、海洋汚染
- 廃棄物 廃棄物、不法投棄



第3章 浜田市の環境の将来像

目指すべき将来像、基本方針、計画策定の体系



第4章 将来像の実現に向けた取組

(SDGsの関連目標を明示)

- ① 豊かな水や緑を育んでいくまちづくり
- ② 健康で安心して暮らせるまちづくり
- ③ 地球環境にやさしいまちづくり
- ④ 資源を大切にするまちづくり



第5章 計画の推進

推進の方策、推進体制、進行管理と見直し



資料編

第2章 浜田市の現状と課題

本章では、浜田市の概況及びこの計画の対象とする環境の各項目について、既存資料及び関係機関などによる調査結果を基に現状と課題を示します。

1 浜田市の概況

(1) 位置・面積・地勢

浜田市は、県西部の日本海を望む位置にあり、東西 45.7km、南北 29.1km、東部は江津市と邑南町、西部は益田市、南部は広島県に隣接しています。

面積は 690.68 k m² で、益田市に次いで島根県で 2 番目に広い面積を有しています。大部分が、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫り、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしています。

本市には、下府川、浜田川、周布川、三隅川などの主要河川が流れており、水源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開しています。

全体としてまとまった平地は少ないものの、多面的機能をもつ中山間地域をはじめとする豊かな自然に恵まれ、国土の保全や地下水のかん養など、環境に大きな役割を果たしています。また、二酸化炭素を吸収する森林面積の占める割合が高いという特徴もあります。



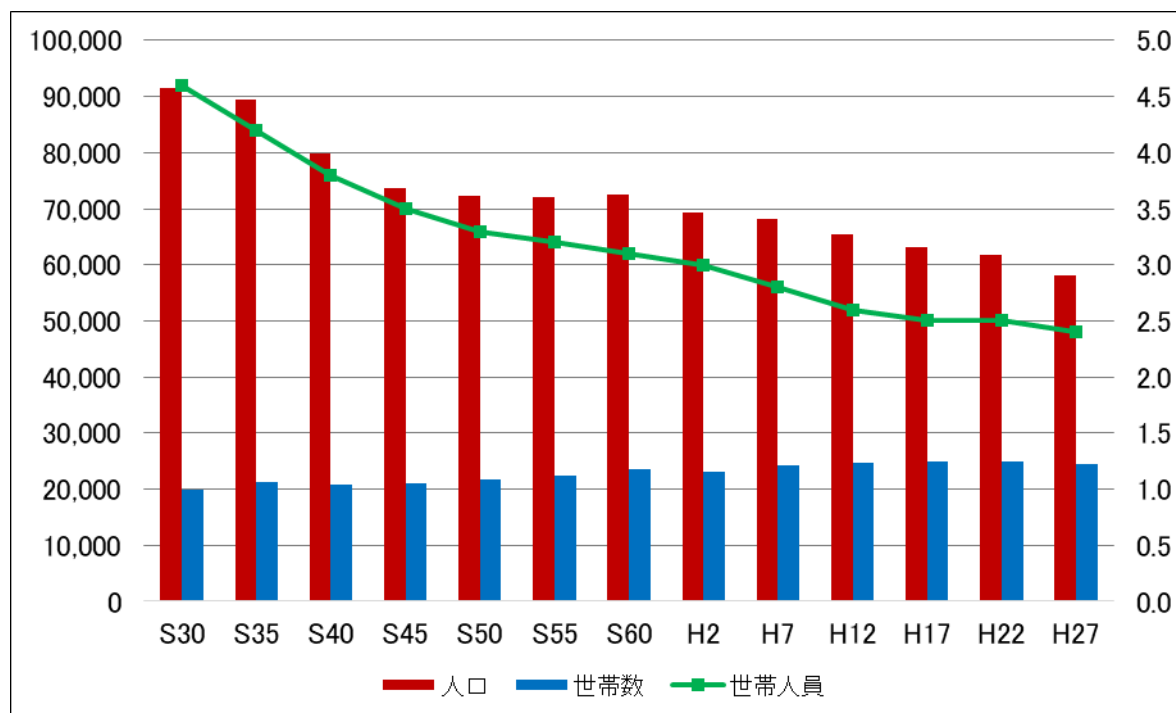
第3次浜田市環境基本計画

(2) 人口

本市の人口は、53,710人、世帯数は26,181世帯となっています（平成31年3月31日現在）。

国勢調査によると本市の人口は、昭和35年以降、若年層を中心に人口流出が続き年々減少しており、少子化、高齢化が進んでいます。

(国勢調査より)



(単位：人)

	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
人口	91,495	89,472	79,822	73,592	72,253	72,130	72,529	69,411	68,103	65,463	63,046	61,713	58,105
世帯数	19,786	21,262	20,917	21,040	21,742	22,440	23,470	23,134	24,328	24,724	25,023	24,972	24,498
世帯人員	4.6	4.2	3.8	3.5	3.3	3.2	3.1	3.0	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4

(3) 気候

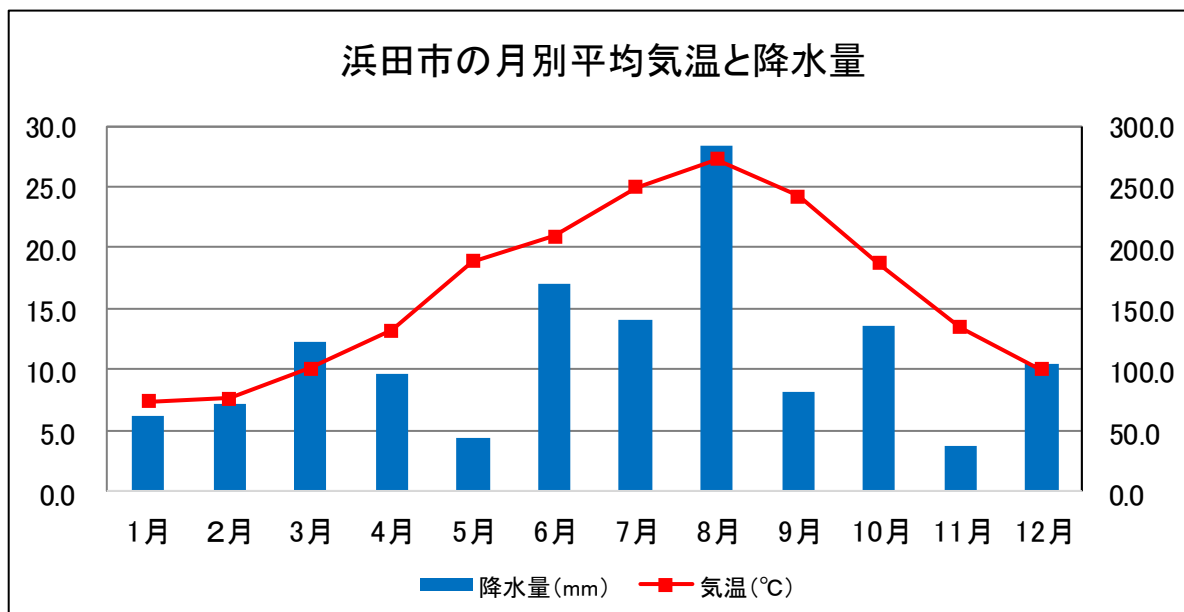
本市は、日本海型気候に属していますが、対馬暖流の影響により、年間平均気温16.4℃（令和元年）と、島根県の中では比較的温暖です。

また、沿岸部と山間部では気温や降雨量に差がみられ、冬季の積雪は山間部では多く、沿岸部は少なくなっています。

第3次浜田市環境基本計画

松江地方気象台「島根県の気象」令和元年より

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温	7.4	7.6	10.1	13.2	18.9	20.9	25.0	27.3	24.2	18.7	13.5	10.0
降水量	62.5	72.0	122.0	97.0	4.0	171.0	141.5	283.5	82.0	135.5	37.0	105.5



(4) 交通

交通は、国道9号とJR山陰本線が並行して東西に伸び、広島県に向けては、中国横断自動車道広島浜田線や国道186号のほか、主要地方道浜田八重可部線、浜田美都線、浜田作木線などが整備され、主要幹線道路は逐次改良が進められています。

さらに、現在、国道9号の代替路線として山陰道（浜田～益田間）の整備が進められており、三隅益田道路の全線開通に向け建設工事が進んでいます。

公共交通機関は、JR山陰本線と民間バスのほか、交通空白地域などに市生活路線バスと予約型乗合タクシーを運行しています。

また、浜田港と三隅港の重要港湾を有するとともに、隣接する益田市には、萩・石見空港が整備されており、環日本海地域における陸・海・空の交通拠点としての位置づけが高まっています。

(5) 農 業

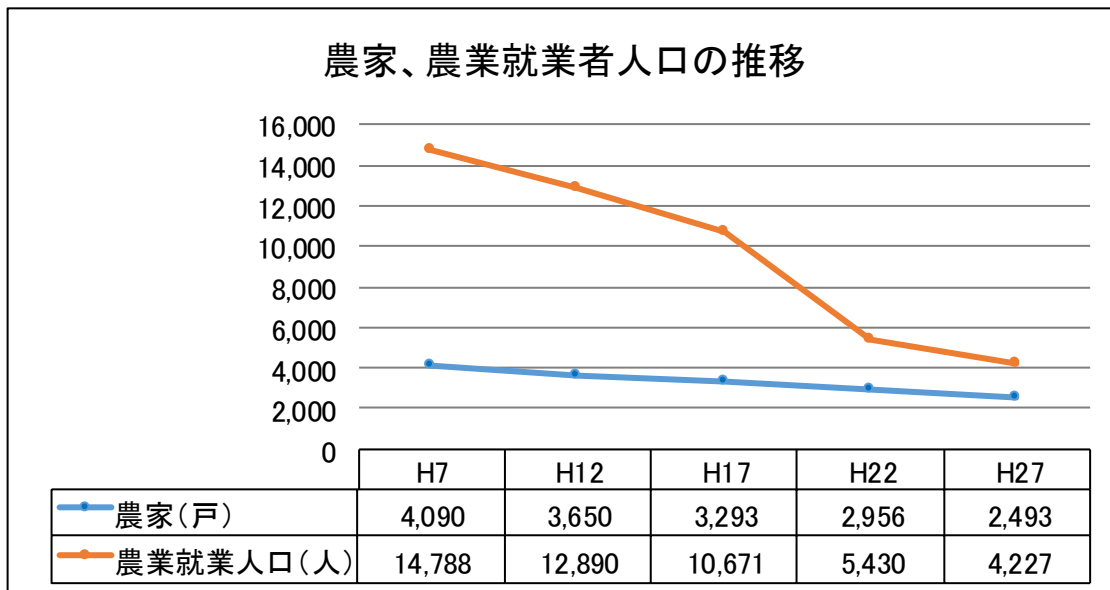
本市は、兼業農業による水田農業が中心で、基幹作物である水稻については、全国的に米消費が減少傾向で推移するなか、米価低迷、生産調整による作付面積の減少および肥料等の高騰による生産コストの増加などのため、生産額と農家所得は低下しています。

特に農業者の高齢化による担い手不足が課題となっており、農業経営の組織化に取り組んでいます。

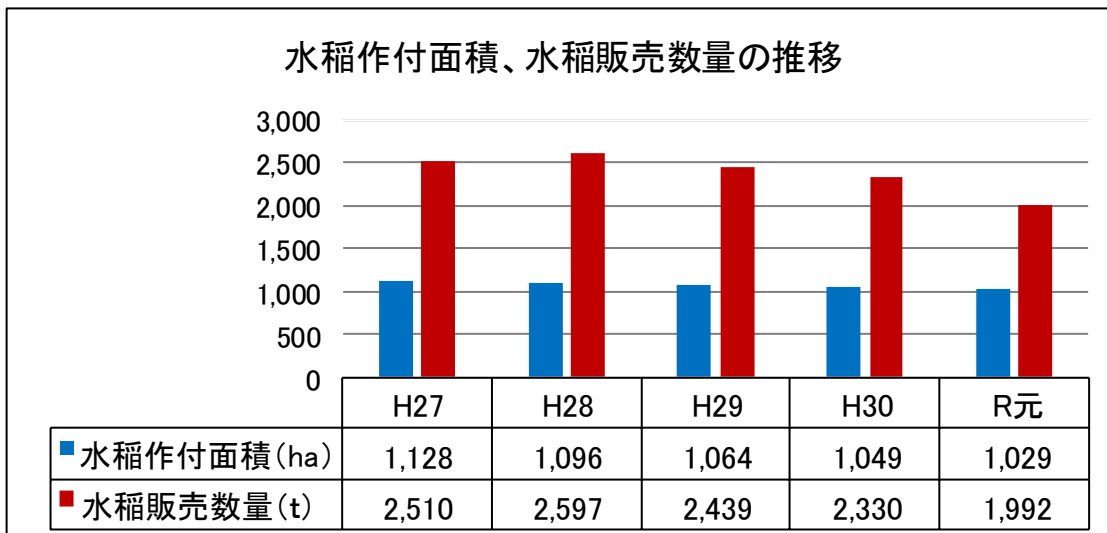
農業センサスにおける平成27年の農家数は2,493戸であり、平成17年の3,293戸と比べると、10年間で約24%減少しています。

また、耕地面積（平成27年度）は1,387haであり、平成7年の2/3に減少しています。内訳は、田が86%、畑が7%、果樹園地7%となっており、田が大半を占めています。

(農林業センサスより)



(農林振興課より)



(6) 林業

本市の森林面積は55,995haで、森林率は81%です。そのうち民有林は54,285haで、スギを主体とした民有林の人工林率は27%となっています。

人工林の齢級配置をみると、8齢級以下の林分が51%と過半を占めており、これらの要保育森林の整備を適正に推進していくことが課題です。

本市における林業の歴史は浅く、人工林のほとんどは戦後行なわれたものです。その造林についても、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化、不足等により、年々減少傾向にあり、地域木材の利用促進など計画的な森林整備に努める必要があります。

◎森林面積

(農林振興課資料より)

(単位：ha)

年度	総土地面積	森林面積	森林率
平成20年度	68,960	56,039	81.3%
平成25年度	68,960	56,124	81.4%
令和元年度	69,068	55,995	81.1%

注) 森林面積には、国有林、民有林(針葉樹林、広葉樹林、無立木地、竹林)が含まれます。

(7) 水産業

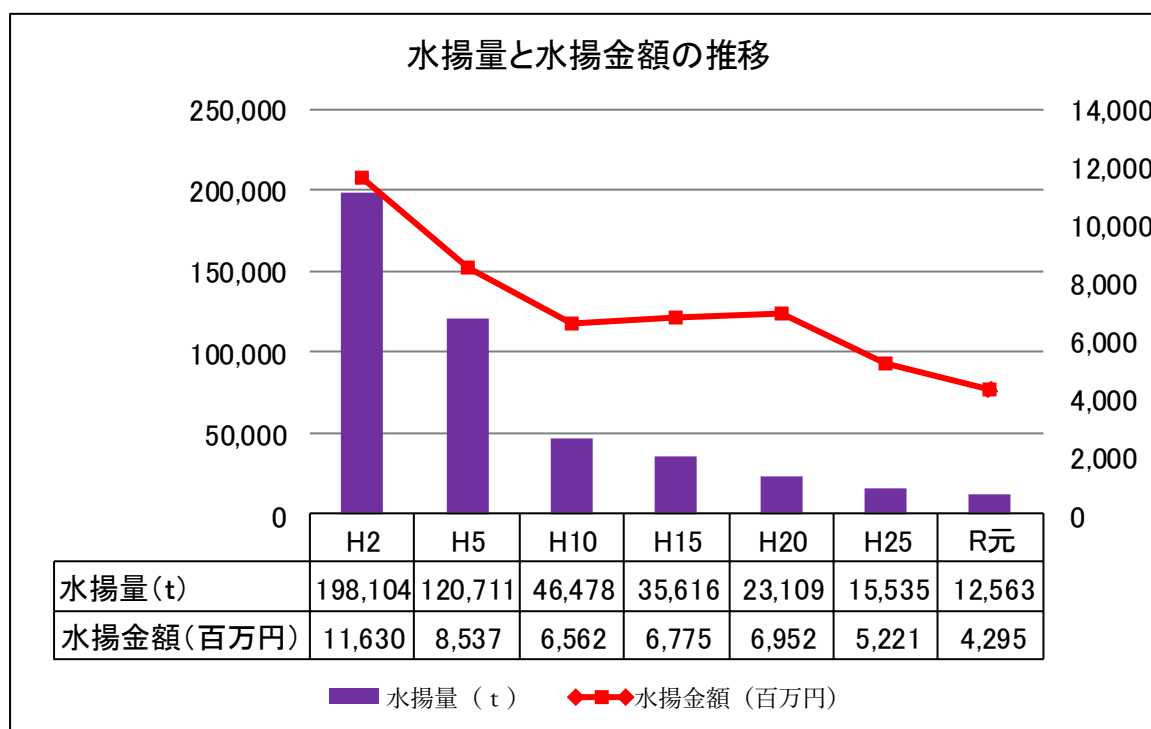
本市の令和元年(平成31年1月～令和元年12月)の水揚量は、対前年比で40%減の12,563トン、水揚金額は対前年比で24%減の42億9,503万円で、記録に残る昭和35年以降最も少ない水揚量となりました。

水産資源の減少や漁船の老朽化、担い手不足など水産業を取り巻く環境は依然として非常に厳しい状況にあります。こういった諸課題に対応するため、外来船の誘致や稚魚・稚貝の放流事業、地元漁船の存続対策、漁業従事希望者の就業支援策に取組、水産業の振興を図る必要があります。



浜田港を出港する漁船

(水産振興課資料より)



(8) 商 業

本市は、郊外型大型店舗やコンビニエンスストアの進出等により、小売業等の小規模事業主の廃業と空き店舗数が増加している現状であり、地元の大学、専門学校、学生等の若者や女性が集まるような魅力ある商店・店舗づくりが求められています。

創業・起業や女性経営者等による女性の視点に立った経営戦略を支援し、次の時代を担う小規模事業主の増加を図るとともに、後継者不在の既存事業主に対する事業承継に取り組んでいくことが必要です。

◎事業所数、従事者数及び商品販売額等

(商業統計調査より)

	H11	H14	H16	H19	H24	H26	H28
事業所数(件)	1,361	1,233	1,159	1,035	789	918	760
従業者数(人)	6,810	6,680	6,073	5,741	4,462	5,307	4,674
年間商品販売額(百万円)	171,033	155,496	149,499	130,073	116,601	132,239	124,250

注) 平成16年以前については合併前旧市町村の数値の合計

(9) 工業

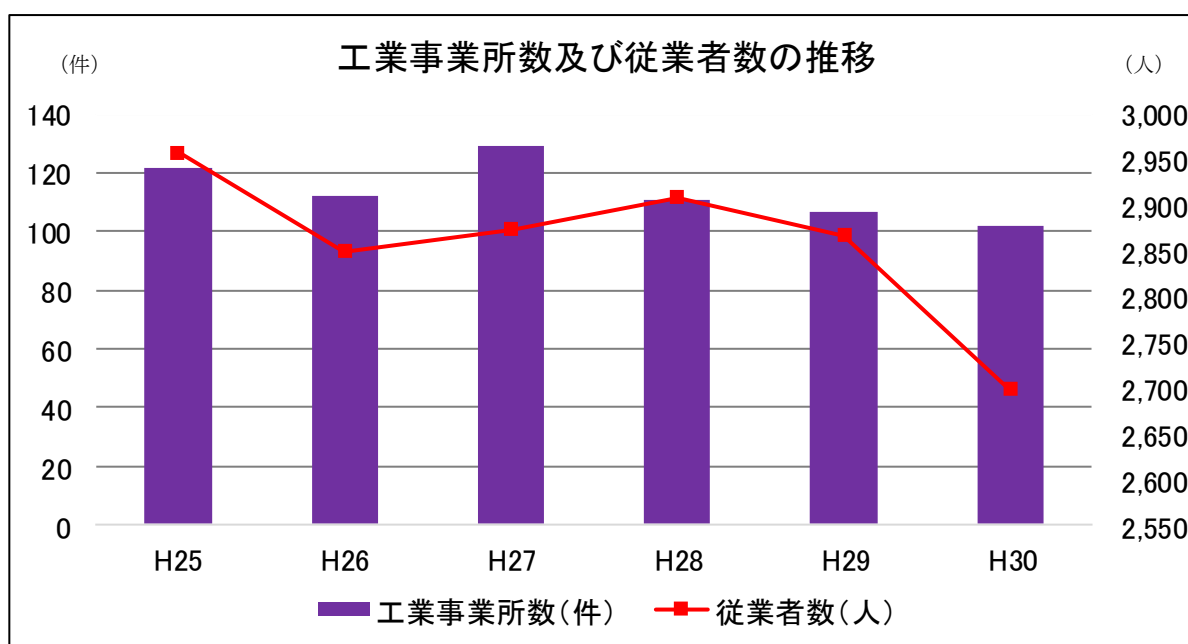
本市には、全国に誇れる水産加工品や工業製品も数多くありますが、若年労働者の県外流出による後継者不足やIT活用等の戦略的な情報発信不足により、販路の拡大が大きく見込めない現状となっており、後継者の指導、経営感覚の醸成、マーケティング等の人材育成が課題となっています。

◎工業事業所数、従事者数及び製造品出荷額等

(工業統計調査より)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
工業事業所数	122	112	129	111	107	102
従事者数(人)	2,950	2,850	2,874	2,909	2,868	2,698
製造品出荷額 (百万円)	62,188	65,404	69,382	67,436	67,521	68,558

注) 平成16年以前については合併前旧村の数値の合計



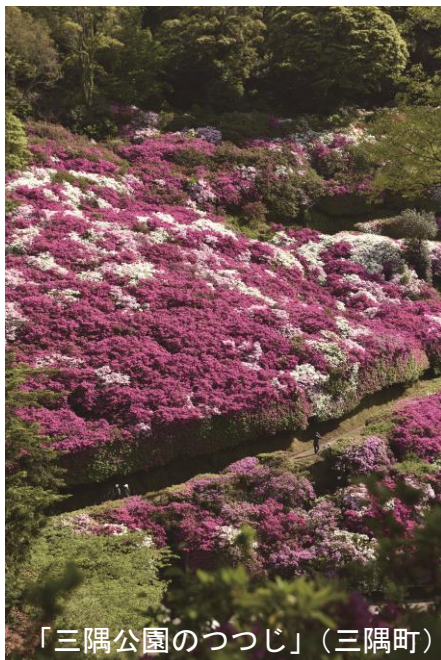
(10) 浜田市の花・木・魚

浜田市の花・木・魚は、「つつじ」・「さくら」・「のどぐろ」です。

つつじは、市内に広く植えられており、春の開花期に一斉に咲きそろう様子は、春爛漫の浜田の景色を印象づけるものとなっています。種類も多く、栽培、普及が容易であることから多くの市民に親しまれています。

さくらは、市内各所で多数植栽されているとともに、山々には野生種も点在し、花の時期にはそれぞれに風情のある姿で多くの市民の目を楽しませています。三隅町内数ヶ所に、町内外の多くの人々に愛される「一本桜」の大樹が存在していることも特徴的です。

のどぐろは、古くから地域で親しまれているとともに、近年は「どんちっち三魚」(アジ・カレイ・のどぐろ)の1つとしてブランド化され、浜田を代表する魚として全国的な知名度も上がっています。市民にとっても、「味のよさ」と「高級感」から人気の高い魚です。



2 快適環境

海、山、川、田園などからなる豊かな自然環境と美しい景観、歴史的町並みなどの快適な環境は、私たちの生活にやすらぎと潤いをもたらしてくれます。

生活環境に対するニーズの高まりに伴い、地域の宝を活かした景観形成を推進し、やすらぎのあるまちづくりを実現し、身近な環境の質を積極的に高め、快適な環境を確保していくことが求められています。

2-1 美化活動

本市では、市内の町内会や「アダプトプログラム」※「ハートフルしまね」※などの活動に加え、市内のボランティア団体の活動により、地域の道路、河川、海岸などの清掃が定期的に行われており、市民における美化活動は定着しています。しかし、道路等へのポイ捨ては継続して発生している状況にあり、まちの美観を損なう要因の一つとなっています。

2-2 公園・緑地

本市は、山間部において、西中国山地国定公園の指定を受けるなど多くのみどりを有しており、市街地においても各地域に特色ある公園緑地が充実しています。

市街地における建物の建築や道路の整備、公園の管理に際しても、緑豊かな環境を形成し、やすらぎと潤いのある自然と共生する快適な生活環境づくりを進めていくことが重要です。



国府海岸のボランティア清掃

(維持管理課・環境課資料より)

◎国定公園 西中国山地国定公園

◎県立自然公園 浜田海岸県立自然公園

◎中国自然歩道 浜田海岸コース、大麻山コース、龍雲寺コース

◎浜田市都市公園

【浜田都市計画区域】

(街区公園) 相生公園、平和公園、昭三公園、天満公園、道分山公園、黒川公園、社家地公園、三宮公園、津摩公園、朝日町公園、日脚公園、どうどう公園、笠柄公園、竹迫公園、菅原公園、伊甘公園、万灯山公園、田町公園、千畳台公園、三宅公園、東福井公園、神在公園、野原公園、ハーバーヒルズ公園

(近隣公園) 宝幢寺山公園、ゆうひ公園

(運動公園) 東公園

(特殊公園) 城山公園、長沢公園

(広域公園) 県立石見海浜公園

【旭都市計画区域】

(運動公園) 旭公園

【三隅都市計画区域】

(総合公園) 三隅公園

(運動公園) 三隅中央公園

(地区公園) 田の浦公園

(街区公園) 向野田児童公園

◎その他の公園等

河内町親水広場、金城ニュータウンきんたの森公園、今福スポーツ広場、島村抱月公園、ふれあい多目的広場、あさひインター公園

2-3 歴史・文化

本市は、古くから石見地方の中心地であり、自然環境に恵まれながら、多くの優れた貴重な文化財や遺跡などが数多くあります。

しかし、その保存状況は十分なものではなく、各地域において、文化財の保護活動や伝統・慣習を継承する人が少なくなっているのが現状です。

本市固有の地域財産である文化財や地域で受け継がれ守られている石見神楽や太鼓、田囃子などの伝統文化の保存・継承活動を支援していく必要があります。

地域の文化遺産などを活用した地域性豊かな文化を育て、地域の誇りと生活の充実感を感じられる、歴史と文化に基づいたまちづくりの環境整備を図る必要があります。



日本遺産「石見神楽」



日本遺産「北前船寄港地」(外ノ浦)



ユネスコ無形文化遺産「石州半紙」



国指定天然記念物「石見畳ヶ浦」

3 自然環境

自然と人間の共生を確保するためには、山地、里地、平地、海浜というそれぞれの地域の自然空間の特性に応じて、多様な自然環境を体系的に保全する必要があります。

人々が自然を体験し、自然に学び、自然の恵みを感じられるよう、日常生活や余暇活動などの様々な機会を通じ、自然との豊かなふれあいを推進することが重要になります。

また、近年多くなってきた、再生可能エネルギー設備（風力発電、太陽光発電等）の設置及びその利用にあたっては、地域住民の意向を尊重するとともに、地域の景観資源の保全と調和し、活用が図られなければならないと考えます。

3-1 景観

本市は、海と砂浜が織り成す美しい海岸線と、緑豊かな山河などの自然や、先人から引き継いできた歴史文化遺産など、多くの景観資源を有しています。

これらの景観資源を守り、育て、創造し、次の世代に伝える必要があります、そのためにも自然景観の保全・整備はもちろん、落書き、空き缶・タバコのポイ捨てのない美しい街並みづくりや、山間部・海岸などにおける不法投棄の対策強化など、市民・事業者・市民団体、行政等が共通の認識に立ち、連携と協働による景観づくりを推進する必要があります。

3-2 自然財産・天然記念物

本市の地形は、切り立ったリアス式海岸と砂浜が織り成す海岸線、「日本の棚田百選」に選定されている棚田などの農地と、豊かな森林環境をもつ丘陵地や山地からなる中国山地に囲まれています。

東部の海岸線の一部は県立自然公園に指定され、自然を保護すると同時に、県立石見海浜公園や国府海岸などは、気軽に自然とふれあえる場を提供しています。

また、国指定天然記念物の石見畳ヶ浦、県指定天然記念物の^{*}黄長石霞石玄武岩（おうちょうせきかすみいしげんぶがん）や浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域など保存すべき貴重な地形・地質があります。

これらの貴重な財産を破壊することなく、自然環境の保全を考慮した計画的な土地利用を推進することが重要です。

第3次浜田市環境基本計画

◎浜田市の天然記念物

(国指定)

(文化振興課資料より：令和元年度末現在)

名称	所在地	指定年月日	備考
石見豊ヶ浦	国分町	昭7.3.25	1600万年前の天然の博物館
三隅大平桜	三隅町矢原	昭10.4.11	樹齢約660年。彼岸桜、山桜の性質を併せもった巨木

(島根県指定)

名称	所在地	指定年月日	備考
黄長石霞石玄武岩	長浜町・熱田町・内田町	昭41.5.31	約600万年前に噴出。日本で唯一、黄長石霞石玄武岩を産出
常磐山の杉	金城町波佐	昭47.3.31	波佐常磐山八幡宮5株。目通り幹周4.4～8m、樹高22～32m
長安本郷の八幡宮並木杉	弥栄町長安本郷	昭47.3.31	長安八幡宮5株。目通り幹周3.4～6.4m、樹高32m

(浜田市指定)

名称	所在地	指定年月日	備考
ビロードシダ及び群生地	河内町	昭44.11.3	海岸部に近い浜田市で生育するのは珍しい
多陀寺のクスノキ	生湯町 多陀寺	昭44.11.3	市内で最も大きなクスノキ
多陀寺のヒノキ	生湯町 多陀寺	昭44.11.3	樹高28m、幹周り5m
多陀寺のシイ・タブ林	生湯町 多陀寺	昭48.5.1	多陀寺をとりまく自然林
伊甘神社のイチヨウ	下府町 伊甘神社	昭48.5.1	樹高35m、幹周り6.5m
伊甘神社のムクノキ	下府町 伊甘神社	昭48.5.1	樹高20m、幹周り6m
金城町の巨樹・銘木	金城町今福・久佐・七条・上来原・小国・波佐・長田	平5.3.31	巨樹・銘木
お葉付き銀杏	三隅町井野	平7.3.28	葉に直接種子がつく銀杏の珍種
佐々木桜	三隅町三隅	平17.9.22	桜の古木
海老谷桜	三隅町向野田	平17.9.22	桜の古木

3-3 野生動植物

多種多様な野生動植物は、自然界において絶妙なバランスを保ち、人々の生存の基盤である豊かな生態系を構成しています。

森林などの開発によって、絶滅の危機にある野生動物も多く、島根県の[※]レッドデータブックに掲載されている野生動植物の調査・研究結果を収集し、無許可による捕獲や採取禁止の周知や地域における保護活動を促進するよう普及啓発を実施する必要があります。

その反面、イノシシやツキノワグマなどによる鳥獣被害も発生しており、被害状況の把握や予防・捕獲など適切な対策が求められています。

また、特定外来生物については、ヌートリア、アライグマ、カミツキガメ、ブラックバスなどの生息が確認されていますが、近年ではセアカゴケグモも確認されており、実態を把握し未然に侵入を防ぐ対策も検討する必要があります。

※
◎しまねレッドデータブック

「島根県の絶滅のおそれのある野生動植物」掲載種数

(動物)

(平成26年3月発行 動物編より)

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類	準絶滅危 惧	情報不足	合計
哺乳類	4	1	3	9	2	19
鳥類	1	15	18	17	29	80
両生類・爬虫類			2	12	1	15
汽水・淡水魚類	1	6	9	7	1	24
昆虫類	1	38	39	116	148	342
クモ類			1	3	10	14
甲殻類		1		7	9	17
陸・淡水産貝類		4	7	20	2	33
サンゴ類				3		3
淡水海綿類				2	1	3
計	7	65	79	196	203	550

(植物)

(平成25年3月発行 植物編より)

分類群	絶滅 野生絶滅	絶滅危惧 I類	絶滅危惧 II類	準絶滅危 惧	情報不足	合計
維管束植物	2	146	108	93	17	366
蘚苔類		1	2	5	3	11
藻類			1			1
地衣類		5	1			6
菌類		5	2	3		10
計	2	157	114	101	20	394

○絶滅：既に絶滅したと考えられる	(ニホンアシカ、トキ など)
○野生絶滅：飼育、栽培下でのみ存続	(デンジソウ など)
○絶滅危惧Ⅰ類：絶滅の危機に瀕している	(ツキノワグマ、オオタカ など)
○絶滅危惧Ⅱ類：絶滅の危機が増大している	(オオハクチョウ、ヤマネ など)
○準絶滅危惧：存続基盤が脆弱	(カワネズミ、クロサギ など)

3-4 森林・農地・漁場

中国山地の豊かな森林資源、田園環境、美しい日本海の海洋環境など、多様な自然環境と生態系を保全していくため、さまざまな環境保全活動に取り組む必要があります。

特に、本市の大部分を占める中山間地域は、農林産物の生産の場であるとともに、水源かん養、山地災害防止などの機能を有するなど重要な役割を果たしています。

森林と接する農地や傾斜地の農地の保全・活用に向けた棚田の保全活用や各種補助制度を活用するなど、農地の保全を図る仕組みづくりが求められています。

また、海岸地域には、良好な自然海岸が多くあり、変化に富んだ海岸線は釣りや海水浴などのレジャーに利用されるとともに、水産資源を多く含んだ好漁場となっています。

このことから、産業としての農林水産業の振興に努める一方、森林・農地・漁場の維持や保全を推進する必要があります。



4 生活環境

市民にとって、最も基本的な生活環境を良好な状態で維持できるよう、市民・事業者・市が一体となって各種の施策や事業を推進していかねばなりません。

また、近年多発している[※]光化学オキシダントや[※]微小粒子状物質（PM2.5）などによる健康などへの影響については、発生時の迅速かつ的確な対策を講じなければなりません。

また、本市には中国電力三隅発電所（火力発電所）が立地しており、島根県・浜田市と中国電力株式会社の三者間で締結した「環境保全に関する協定書」に基づき、発電所周辺において継続的な調査を行い、生活環境の監視に努めています。

4-1 大気汚染

近年では、光化学反応により生成された酸化性物質「光化学オキシダント」が増加する大気汚染事象が知られています。

また、周辺国での大気汚染の発生による浮遊物質などの濃度が上昇することで、健康に影響を及ぼすことが心配されています。

本市の大気汚染の状況は、浜田合同庁舎一般環境大気測定局の測定結果によると、概ね良好な状態が維持されています。

しかし、農作業などに伴う雑草の野焼きによる煙や臭いの苦情もあり、適正処理の周知や指導などの対応が必要です。

◎光化学オキシダント（Ox）測定結果（浜田合庁測定局）

（平成30年度大気汚染測定結果報告書 島根県環境生活部より）

昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12 ppmを超えた日数	昼間の1時間値の最高値
365日	5,413時間	0.041ppm	81日	0日	0.105 ppm

第3次浜田市環境基本計画

※
◎浮遊粒子状物質（SPM：年間値）（浜田合庁測定局）

（平成30年度大気汚染測定結果報告書 島根県環境生活部より）

種別	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無
一般環境	362日	8,668時間	0.016mg/m ³	0時間	0日	無

◎微小粒子状物質（PM2.5:年間値）（浜田合庁測定局）

（平成30年度大気汚染測定結果報告書 島根県環境生活部より）

種別	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数
一般環境	363日	8,688時間	13.5 μg/m ³	32.3 μg/m ³	5日

【環境基準】

■ 光化学オキシダント（Ox）

- ・1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8告示）

■ 浮遊粒子状物質（SPM）

- ・1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。（S48.5.8告示）

■ 微小粒子状物質（PM2.5）

- ・1年平均値が15 μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m³以下であること。（H21.9.9告示）

注）本市では、測定結果が環境基準を超えた場合、防災防犯メール等で市民の皆さんへ周知しています。

4-2 水質汚濁

本市では、下府川・浜田川・周布川・三隅川の4つの主な河川が日本海へ注いでおり、また、江の川にも支流が流れています。

事業所はもちろん、家庭の生活排水を含めた汚水処理の促進が、公共用水域の水質浄化にとって不可欠です。

なお、本市では、ゴルフ場経営者と締結した環境保全協定に基づき、定期的な水質検査結果の報告を受けるとともに、必要に応じた調査を実施しています。

◎河川のBOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成状況（BOD75%値）

（平成30年度 公共用水域及び地下水水質測定結果 島根県環境生活部より）

河川名	類型		基準値	H25	H26	H27	H28	H29	H30
浜田川	上流	AA	1mg /ℓ	0.6	<0.5	0.5	0.6	0.6	0.5
	下流	A	2mg /ℓ	1.6	1.3	1.0	1.1	1.2	1.1

注）類型〈生活環境の保全に関する環境基準〉

6類型（AA・A・B・C・D・E）の内、浜田川上流は最上位、下流は上位2番目に指定

注）「<」：未満表示

◎主な河川の水質測定結果（BOD）

（環境課資料より）

河川名	地点名	H25	H26	H27	H28	H29	H30
下府川	土穴橋	1.0	1.3	0.9	0.9	1.0	1.1
周布川	鱒石橋	0.7	0.6	0.8	0.7	0.7	0.7
浜田川	鉦橋	1.4	0.9	0.9	0.9	0.7	1.2
家古屋川	美又橋	1.6	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9
家古屋川	雲井橋	1.3	0.8	0.7	1.0	0.7	1.3
八戸川	和田屋橋	1.0	0.7	0.7	0.9	0.7	0.8
長安川	本郷橋付近	<0.5	0.6	0.9	0.7	0.7	1.1
本郷川	双葉橋付近	0.7	0.8	1.2	0.8	0.7	0.9
三隅川	放水路付近	0.8	1.0	0.8	1.1	1.4	1.2
須津川	河口	1.0	1.1	1.1	0.7	0.8	0.5

注）いずれの河川も環境基準値の類型AA（1mg /ℓ以下）、A（2mg /ℓ以下）の数値となっている。

第3次浜田市環境基本計画

◎汚水処理普及率（令和元年度末）

（内訳）

（下水道課資料より）

自治区	行政人口 (a)	汚水処理人口						普及率 (b/a)
		公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	コミュニティ・プラント	合併浄化槽	合計 (b)	
浜田	38,965	(1,883) 3,030	(854) 1,181		1,545	9,379	15,135	38.8%
金城	4,146		(902) 1,196			1,051	2,247	54.2%
旭	2,639	(1,084) 1,178	(489) 604			483	2,265	85.8%
弥栄	1,234		(516) 532			297	829	67.2%
三隅	5,850	(1,696) 2,134	(1,023) 1,265	(760) 787		759	4,945	84.5%
計	52,834	(4,663) 6,342	(3,784) 4,778	(760) 787	1,545	11,969	25,421	48.1%
[接続率] 普及率		[73.5%] 12.0%	[79.2%] 9.0%	[96.6%] 1.5%	2.9%	22.7%		

注) 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水の各自治区欄の上段の()書きは接続人口で内数。

注) 普及率欄の上段[]書きは接続率(処理人口に対する接続人口の割合)

注) コミュニティ・プラント : 小規模下水処理場

4-3 公害苦情

近年、快適な生活環境に対する住民ニーズが高まり、市民から寄せられる公害の苦情は年々多様化してきています。

その中には、日常生活から発生する廃棄物や動物の鳴き声についての苦情の他、空き地の管理についてや雑草の野焼きによる煙や臭いなどの苦情も多くあり、適正処理の周知や指導などの対応が必要です。

また、本市は悪臭防止法による規制地域が指定されていますが、長年にわたって苦情が継続している案件もあります。

第3次浜田市環境基本計画

◎公害苦情件数の推移

(環境課資料より)

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大気汚染	0	1	0	0	0
水質汚濁	2	4	3	7	4
騒音	3	4	8	3	4
悪臭	5	1	11	9	8
廃棄物投棄	3	3	4	1	2
その他	49	67	63	41	39
計	62	80	88	61	57

注) その他：野焼き、空き家、空き地管理など

4-4 動物愛護

近年、人口減少に伴い犬の登録件数が年々減少してきていますが、犬や猫などの動物は心豊かな生活にとって重要な存在であるとともに、少子高齢化や核家族化などに伴い、単なるペットから家族の一員として位置づけられるようになってきています。

しかし、動物の鳴き声や糞尿などの放置、放し飼いなどの苦情が発生しており、飼い主には、動物の健康及び安全を保持するよう努めるとともに、周囲に迷惑を及ぼすことのないよう、社会的責任を十分に自覚し、適切な管理を行うことが必要です。

◎狂犬病予防注射実施率

(環境課資料より)

(単位：頭)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録頭数	3,052	2,901	2,814	2,741	2,564
注射頭数	2,735	2,587	2,490	2,392	2,279
注射実施率	89.6%	89.2%	88.5%	87.3%	88.9%

◎動物愛護に関する苦情件数

(環境課資料より)

(単位：件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
苦情件数	23	12	21	21	12

5 地球環境

今日の環境問題は、地球的規模の環境問題として、地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染などまで極めて幅広い問題が含まれます。

これら国際的かつ地球規模での環境問題に対しては、国の枠を越えた共通の認識に基づく交流・連携による取組も重要となることから、今後も引き続き、関係機関との連携を図りながら、地球環境問題に対する取組についても、地域から行なっていく必要があります。

5-1 地球温暖化

地球温暖化問題は、世界的にも最も重要な環境問題として捉えられています。その主な原因は、私たちの社会生活や経済活動に必要なエネルギーの使用に伴って排出される温室効果ガスです。

地球規模の影響としては、平均気温の上昇や極端な気象現象、農作物や生態系への影響など地球温暖化を起因とする諸問題は年々深刻さを増しています。

このような状況の中、2015年には2020年以降の世界全体における地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」が合意され、すべての国々が温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比マイナス26%の水準を目指すこととするなど、地球温暖化対策は新たなステージへ突入しました。

国においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、地方公共団体実行計画の共同策定や国民運動のさらなる展開等について規定し、地球温暖化対策の一層の基盤強化を図っているところです。

こうした動向を踏まえ、本市においては、さらなる[※]省エネルギーの推進と[※]再生可能エネルギーの導入を図るべく「浜田市地球温暖化対策実行計画」を平成31年3月に策定し、省エネの推進はもとより、地域活性化、人口減少、産業振興、防災、健康等、本市が抱える多様な課題の解決に貢献する地球温暖化対策を市民、事業者、行政等あらゆる主体と一緒に進めることとしています。

平成29年度の本市の温室効果ガス排出量は、平成25年度と比較すると、全体で4.5%減少しています。特に廃棄物分野で33.9%減少、民生業務部門で11.2%減少、運輸部門で6.3%減少しています。

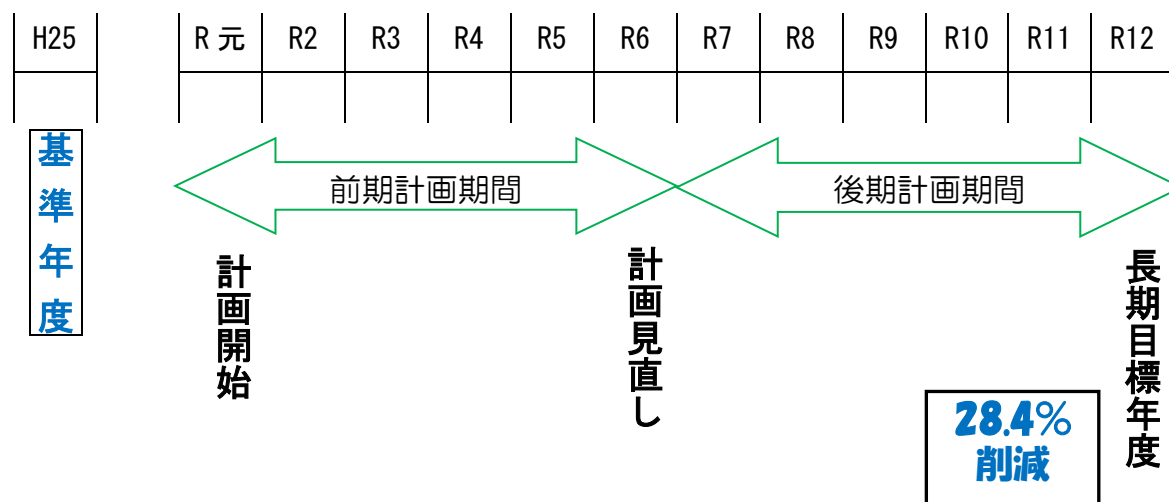
第3次浜田市環境基本計画

◎浜田市の温室効果ガス排出量（環境省「自治体排出量カルテ」より）

	H25 (t-CO ₂)	H29 (t-CO ₂)	増加率 (H29/H25) (%)
産業部門	136,193	133,692	98.2
民生業務部門	144,327	128,176	88.8
民生家庭部門	142,537	145,816	102.3
運輸部門	121,735	114,102	93.7
廃棄物分野	5,624	3,716	66.1
合計	550,416	525,502	95.5

◎浜田市地球温暖化対策実行計画

浜田市における温室効果ガス排出量を
令和12年度までに平成25年度比で
28.4%削減するものとします



5-2 省エネルギー

本市はこれまでに、日常生活や事業活動において、省エネルギーに対する様々な取組を推進してきましたが、国の温室効果ガス削減目標が明確に示されたことを踏まえ、今後さらなるエネルギー使用の効率化や省エネルギー技術の導入、低炭素なライフス

タイトルの浸透が課題となっています。

これまでの取組により、市民の節電・省エネに関する意識は高まっているといえますが、「省エネ＝我慢」という概念がその行動を妨げている場合があります。今後は、地球温暖化対策が生活水準の向上につながるという認識が浸透し、市民が楽しみながら省エネルギーを実践できる仕組みを構築していく必要があります。

5-3 再生可能エネルギー

本市では、2008年に[※]「浜田市地域新エネルギービジョン」を策定し、“ふるさとを引き継ぎ、未来を開く新エネルギー”の基本理念のもと、再生可能エネルギーの推進に関する各種施策を展開してきました。

今後は更に再生可能エネルギー導入量の拡大を図るため、平成31年3月に策定した「浜田市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向け、地域主導による再生可能エネルギー普及の基盤整備やエネルギー種別ごとの促進に関する施策を推進する必要があります。

5-4 海洋汚染

海洋汚染については、全世界的な条約などにより規制が実施されています。

また、海洋汚染は、[※]マイクロプラスチック汚染として海洋表層水だけでなく海底堆積物や海洋生態系全体に広がってきており、プラスチックを摂食した生物にも影響が出てきています。

本市は、海洋から豊かな水産資源とレジャーなどの活動や憩いの場を与えられ、特にこの恩恵に浴してきました。

海域や漁場環境は、海に流入する河川からの影響を受けやすく、特に近年は豪雨により木材の流出が影響した被害も発生していることから、上流から下流までの環境保全の防止対策も推進しなければなりません。

また、周辺国などからの漂着物も多く、海岸管理者と連携して地域ボランティアなどを中心に回収されているのが現状ですが、引き続き国に対して財源措置や関係国への働きかけについての要望をしていくことが必要です。

6 廃棄物

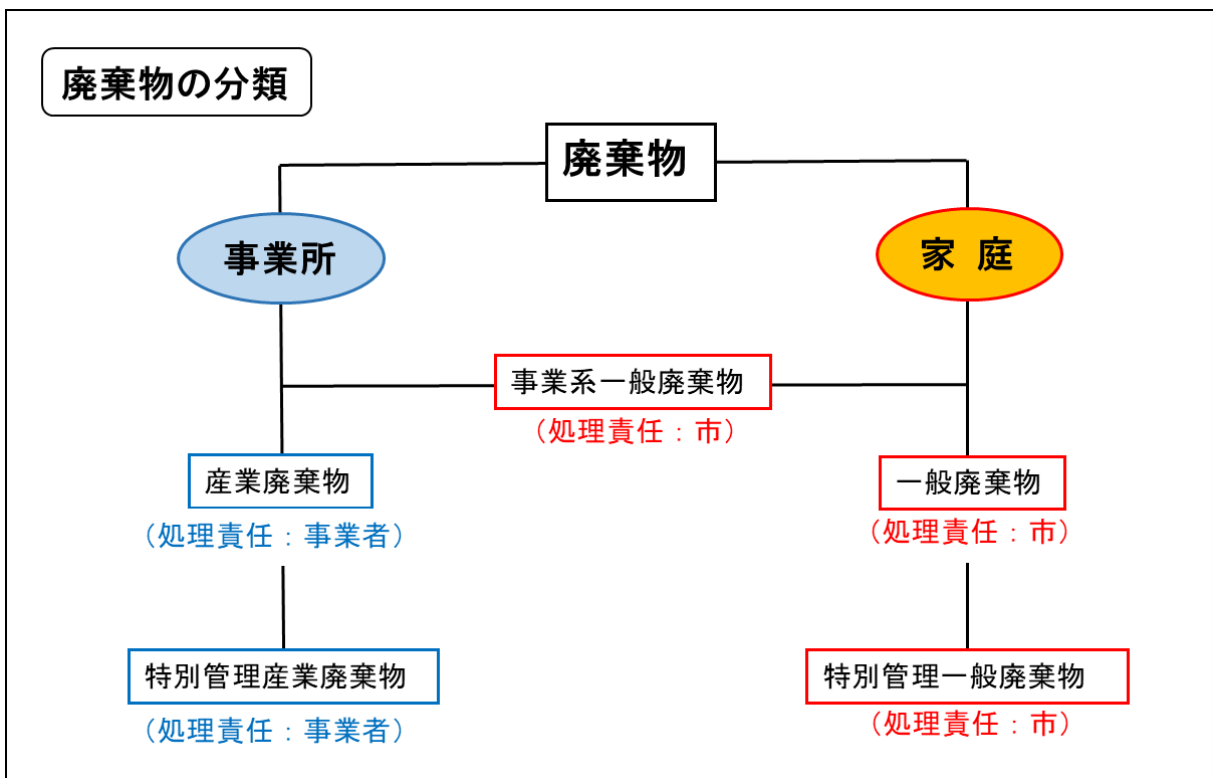
全国的には、3Rの取り組みの進展、個別リサイクル法等の整備とそれに基づく取り組みの推進、国民の意識の向上等により、循環型社会形成に向けた取組は進みつつありますが、リデュース、リユースの取組が遅れている状況です。

6-1 廃棄物

本市の令和元年度の一般廃棄物総排出量は、19,430 t（うち資源ごみ2,476 t）で、1人1日あたりのごみ排出量は977 gとなっており、ごみ処理基本計画の目標（令和2年度：972 g）を若干上回っています。今後も積極的な削減に向け取り組む必要があります。

さらにごみの発生を抑止するためには、ごみになるものは断る（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使用する（リユース）、再生して利用する（リサイクル）の4Rを推進することが重要です。

また、浜田圏域の産業廃棄物の排出量は、島根県内の圏域の中でも多く排出していますが、排出量は年々減少傾向にあります。



第3次浜田市環境基本計画

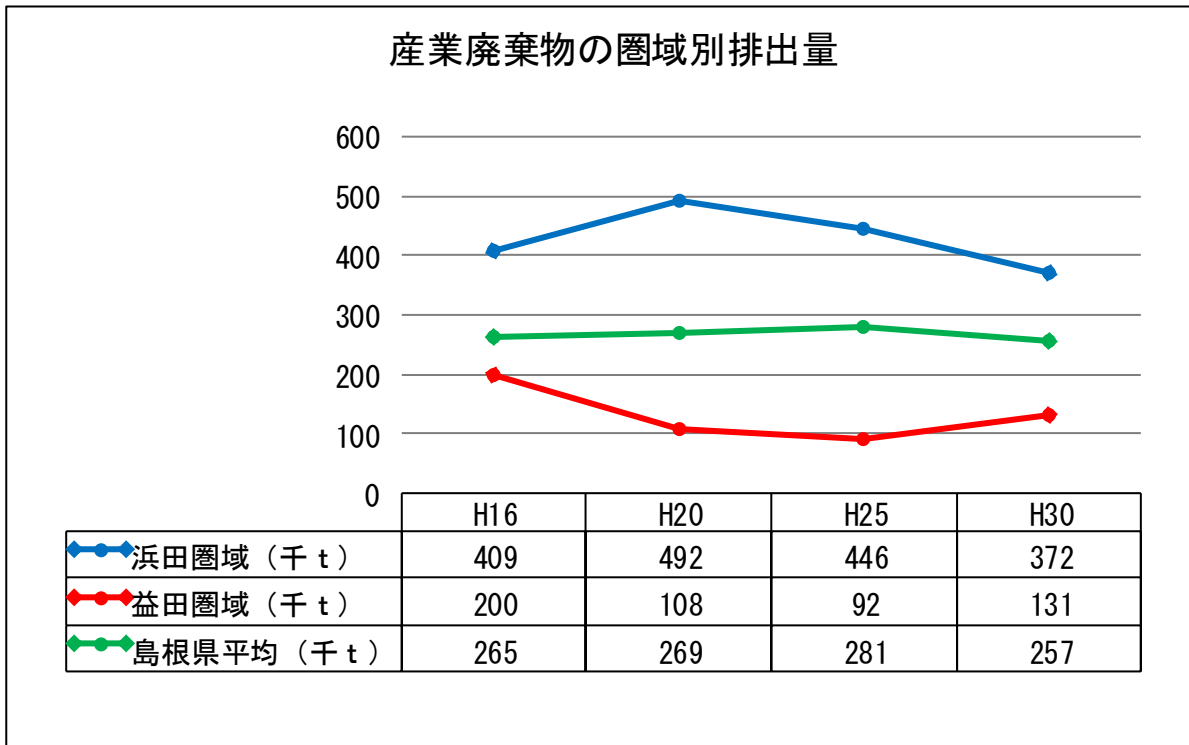
◎一般廃棄物排出量の推移

(環境課資料より)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①年間収集量 (t)		12,097	11,857	11,707
	燃やせるごみ	8,516	8,744	9,072
	燃やせないごみ	768	536	398
資源ごみ	古紙	1,304	1,253	1,065
	空缶	171	174	162
	ペット・プラ容器包装	926	793	686
	びん	377	357	324
	廃乾電池	35	0	0
1人1日平均排出量 (g)		591	588	589
1世帯1日平均排出量 (g)		1,191	1,174	1,164
②年間直接搬入量 (t)		7,446	7,715	7,723
燃やせるごみ		6,251	6,878	6,887
燃やせないごみ		899	569	597
資源ごみ	古紙	264	231	200
	空缶	5	7	8
	ペット・プラ容器包装	13	13	12
	びん	14	17	19
総計 (①+②) (t)		19,543	19,572	19,430
可燃(焼却)・不燃(破碎・埋立)ごみ量		16,434	16,727	16,954
排出量対比(%) (H17年度を100)		84.21	85.71	86.88
資源ごみ排出量		3,109	2,845	2,476
総量のうち資源ごみの割合(%)		15.91	14.54	12.74
1人1日平均排出量 (g)		955	971	977
1世帯1日平均排出量 (g)		1,924	1,937	1,932
年間総排出量対比(%) (H17年度を100)		81.27	81.39	80.80

◎産業廃棄物排出量の推移

(島根県産業廃棄物実態調査報告書：島根県環境生活部より)



注) 農業、林業の産業廃棄物を除く

6-2 不法投棄

不法投棄については、山間部など回収困難な場所への悪質なケースが増加しており、これまで以上にパトロールの強化や警察等関係機関との連携の強化などによる不法投棄対策が必要です。

また、海岸線の環境美化を推進するため、海岸漂着ごみ対策の強化も必要です。

◎不法投棄件数

(環境課資料より)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
発見箇所数	25	37	32	23
撤去箇所数	22	35	22	23
撤去率 (%)	88.0	94.6	68.8	100.0
警察への通報	2	1	3	0

第3章 浜田市の環境の将来像

本章では、環境基本計画を推進するうえで本市が目指すべき環境の将来像を定めるとともに、その実現に向けた施策の基本的な方針を定めました。

また、これから環境の将来像を達成するため、具体的な展開をしていく必要のある環境施策の枠組み（施策体系）を定めます。

1 目指すべき将来像

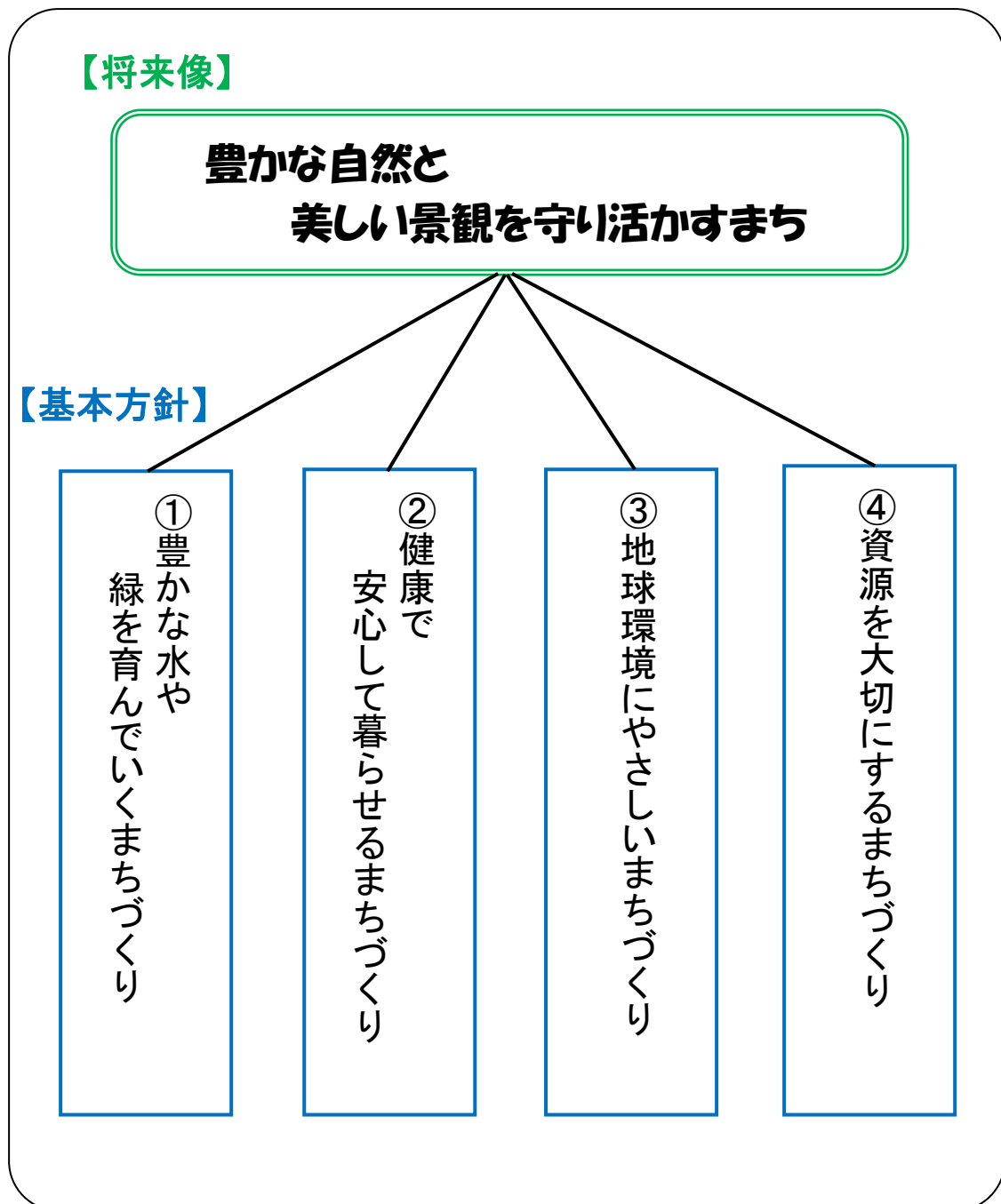
「第2次浜田市総合振興計画」の将来像や、国・県の基本理念、国連が示した持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえ、本計画において目指すべき将来像を「豊かな自然と美しい景観を守り活かすまち」と定めます。これは浜田市が目指す将来のあるべき姿を現すものであり、全ての環境保全と創造に関する施策・取組は、この目指すべき将来像の実現に向けて行われるものです。

**豊かな自然と
美しい景観を守り活かすまち**

2 基本方針

この計画の将来像を実現するため、国や島根県の基本理念・基本目標など関係上位計画の基本的方針と国連が示す持続可能な開発目標を踏まえ、「第2次浜田市総合振興計画」に掲げる施策大綱を、この計画の基本方針とします。

施策の展開にあたっては、直面する環境問題に対処するため、本市における自然的・社会的条件に応じた施策を総合的・計画的に展開するとともに、経済社会の強化と持続性の視点に立った対策に取り組みます。



3 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり方

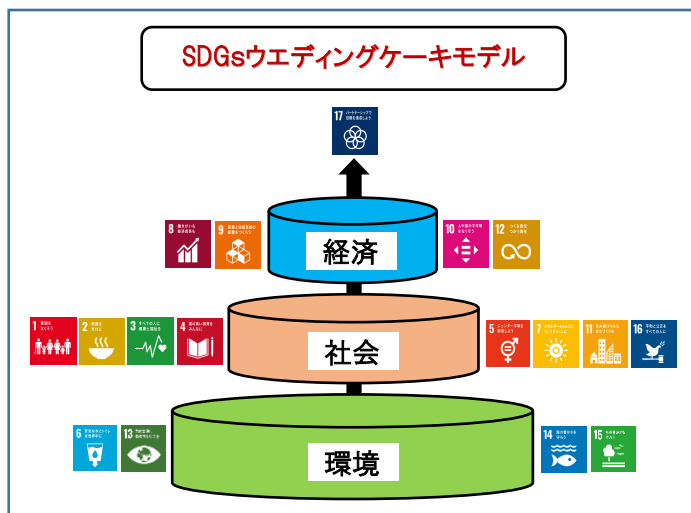
基本方針の実現に向け、SDGs の目標も踏まえ、市民、事業者、市が協力して取組を進めていきます。

【持続可能な開発目標（SDGs）について】

人間が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、平成27年（2015年）9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、その中に「持続可能な目標（SDGs）」として令和12年（2030年）までの17の目標と169のターゲットが設定されています。

SDGsの目標は、それぞれ関連しており、1つの課題解決の行動によって複数の課題解決を目指すことが可能であり、環境だけでなく環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs の概念を表す構造モデルとして、「SDGs ウエディングケーキモデル」と呼ばれるモデルがあり、「経済」の発展は、生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会」は人々が生活するために必要な「生物（自然環境）」が土台になることによって生み出され、「社会」と「経済」は「環境」無くしては成り立たないというものです。

※「ウエディングケーキモデル」は、ストックホルム・レジリエンス・センターのヨハン・ロックストロー氏らによって提唱された。

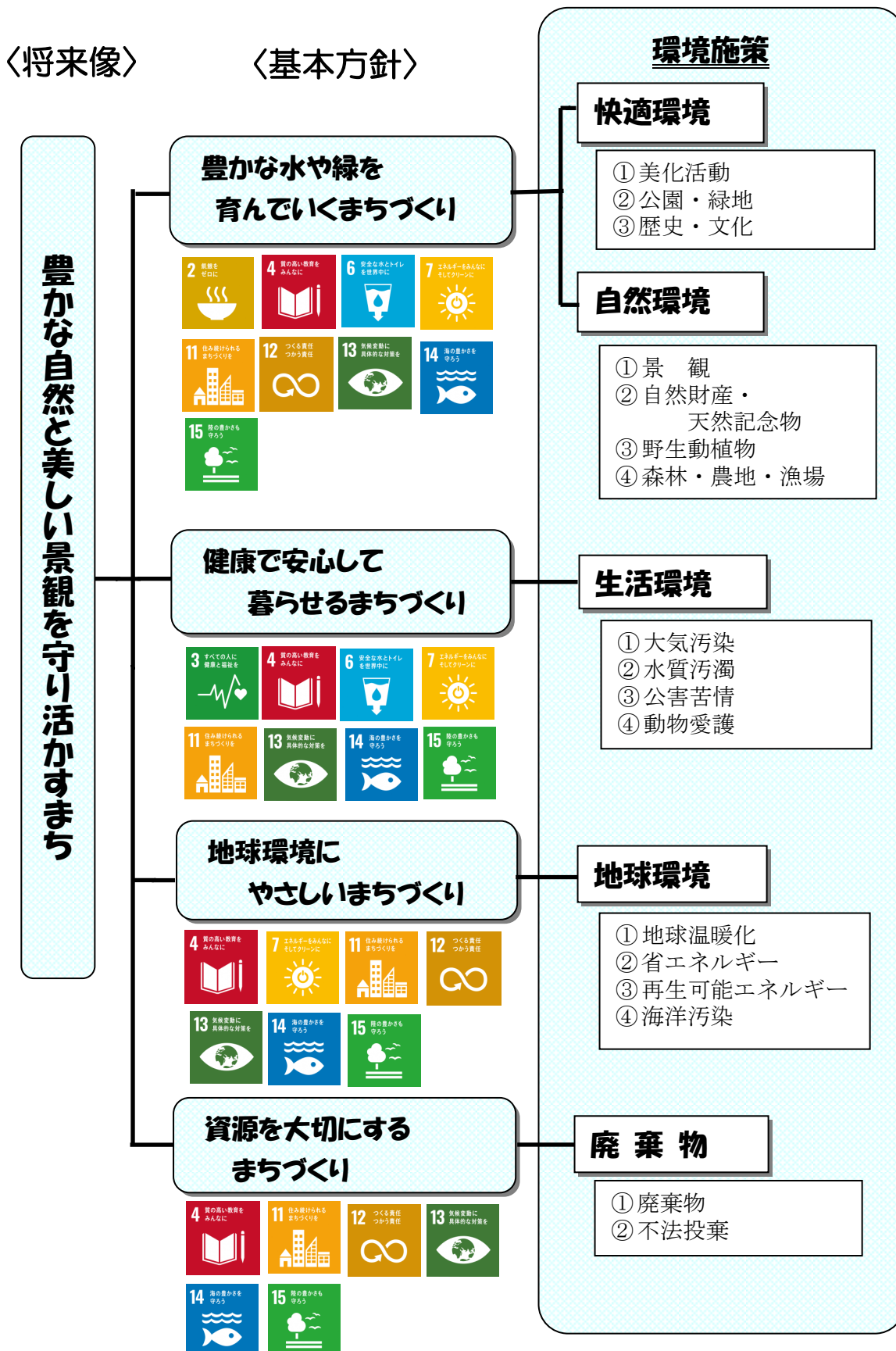
第3次浜田市環境基本計画

持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標			
1		（貧困） 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2		（飢餓） 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3		（保健） すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4		（教育） 質の高い教育をみんなに	全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
5		（ジェンダー） ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
6		（水・衛生） 安全な水とトイレを世界中に	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7		（エネルギー） エネルギーをみんなにそしてクリーンに	全ての人々の安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
8		（成長・雇用） 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9		（イノベーション） 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る

第3次浜田市環境基本計画

10		<p>(不平等)</p> <p>人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
11		<p>(都市)</p> <p>住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
12		<p>(生産・消費)</p> <p>つくる責任つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
13		<p>(気候変動)</p> <p>気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
14		<p>(海洋資源)</p> <p>海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続的に利用する</p>
15		<p>(陸上資源)</p> <p>陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する</p>
16		<p>(平和)</p> <p>平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的に説明責任ある包摂的な制度を構築する</p>
17		<p>(実施手段)</p> <p>パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

4 計画策定の体系



第4章 将来像の実現に向けた取組

本章では、環境分野ごとの取組内容を「基本方針」別に分けて記載しました。

1 豊かな水や緑を育んでいくまちづくり

SDGs の目標 :



■ 快適環境

(1) 美化活動

- ① 河川・道路などの美化活動を促進します。
- ② アダプトプログラムなどボランティア活動を支援します。
- ③ 美しい海岸線の保全活動を推進します。

(2) 公園・緑地

- ① 公園などの緑地管理を推進します。
- ② アダプトプログラムへの参加を呼びかけ、緑化を推進します。

(3) 歴史・文化

- ① 郷土の歴史、文化の教育・学習を推進します。
- ② 文化財の保存と活用を図ります。
- ③ 地域の伝統、文化、慣習の継承を支援します。

【市民が取り組むこと】

- ① 地域での環境美化活動・緑化活動などに積極的に参加します。
- ② 文化財の保護、歴史的街並みなどの景観の保全に協力します。

【事業者が取り組むこと】

- ① 地域で行われる緑化活動、環境美化活動などの環境保全活動には積極的に参加します。
- ② 事業所施設の緑化により緑豊かな空間の創造に努めます。

■ 自然環境

(1) 景 観

- ① 河川・道路などの美化活動を促進します。
- ② 美しい海岸線や認定された棚田100選地区景観の保全活動を推進します。
- ③ 山地・海岸などの自然環境と調和した景観の形成に努めます。
- ④ 不法投棄や不適正処理防止のため、^{*}環境パトロールの強化や警察等関係機関と連携した取組を強化します。
- ⑤ 空き缶・タバコの吸殻などのポイ捨て禁止や空き地の適正管理の啓発を実施します。

(2) 自然財産・天然記念物

- ① 貴重な自然財産などの保全を考慮した計画的な土地利用を推進します。
- ② 島根県など関係機関と連携し、自然公園や天然記念物などの状況を把握し、保全に努めます。

(3) 野生動植物

- ① 地域における開発などに際しては、自然環境への配慮を基本に実施します。
- ② 野生動物の生息空間を確保するため、広葉樹林の保全に努めます。
- ③ 野生動植物及び外来種侵入の実態を把握し、広く情報提供することにより、市民の関心と理解を高めるとともに、生態系の保存や人的被害の予防に努めます。
- ④ 有害鳥獣による農産物や人などへの被害状況を把握し、地域や関係機関との連携を図り、集落に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりに努めます。

(4) 森林・農地・漁場

- ① 農林水産業関連機関と連携し、自然環境と生態系の保存に努めます。
- ② 環境に配慮した安全・安心な農林水産物の生産と、産業振興との両立を図ります。
- ③ 森林・農地・漁場を活かした^{*}「ツーリズム（自然体験型観光）」を推進します。
- ④ 林業の成長産業化と森林環境の保全を目指し、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を推進します。特に利用が進んでいない広葉樹については、椎茸の原木やパルプとして利用するなど、木材の利用拡大に努めます。
- ⑤ 環境に配慮した森林伐採と木材搬出に努めます。
- ⑥ 森林資源を活用した^{*}木質バイオマスを推進します。

【市民が取り組むこと】

- ① 美しい景観を保全するための美化活動には、積極的に参加します。
- ② 住宅の建築などに当たっては、地元産木材を積極的に活用します。
- ③ 地元産の農林水産物の購入に積極的に取り組みます。

【事業者が取り組むこと】

- ① 環境保全に配慮した農林漁業に取り組みます。
- ② 事業活動や開発の際には、自然環境への配慮に努めます。

■ 環境指標

評価指標	現状値	目標値
	R 元	R12
環境アダプトプログラム登録団体数	32 団体	37 団体

2 健康で安心して暮らせるまちづくり

SDGs の目標 :



■ 生活環境

(1) 大気汚染

- ① 島根県など関係機関と連携し、各種有害物質測定値を把握し、市民への適切・迅速な情報提供に努めます。
- ② 公共交通機関や自転車など環境への負荷の少ない交通手段の利用に努めます。
- ③ エコドライブの指導・啓発（エコドライブ講習会やアイドリング・ストップ運動など）を実施します。
- ④ 低燃費車や低公害車（ハイブリッド車など）の導入の促進や普及啓発に努めます。
- ⑤ 野焼きなど屋外燃焼行為について、指導・啓発を実施します。

(2) 水質汚濁

- ① 公共下水道事業、合併浄化槽設置助成事業など地域に応じた汚水処理の手法により下水道の整備を推進します。

第3次浜田市環境基本計画

- ② 地域内の事業所や一般家庭に対する下水処理施設への早期つなぎ込みを促す啓発活動を実施します。
- ③ 家庭から排出される生活排水の現状と汚水処理の必要性について、啓発活動を実施します。
- ④ 事業所排水について、必要に応じて関係機関との連携を図ります。また、水質改善方法の指導を実施します。
- ⑤ 水質検査対象河川のBOD（生物化学的酸素要求量）などが、生活環境の保全に関する環境基準値を超えないよう、関係機関と連携を図り、監視します。
- ⑥ 農・畜産系排水について、島根県など関係機関と連携を図り、肥料や農薬の適正な使用・保管についての指導を実施します。
- ⑦ ゴルフ場における、農薬などによる水質汚濁を防止するための定期的な水質検査の実施や、必要に応じた指導を行います。

(3) 公害苦情

- ① 悪臭防止法による規制地域における、規制値の遵守に関する指導を行います。
- ② 規制地域外の地域や一般家庭・事業所などから発生する悪臭等については、公共マナーの徹底と環境への配慮について、普及啓発を実施します。
- ③ 野焼きなど屋外焼却行為については、指導・啓発を実施します。

(4) 動物愛護

- ① 動物の愛護及び管理に関する普及啓発を推進します。
- ② 動物の遺棄防止、無責任な餌やりの制限などについて、広報などにより周知を図ります。
- ③ 犬の飼養者に対して、登録と狂犬病予防注射の実施を推進します。
- ④ 猫の飼養者に対して、繁殖制限と屋内飼養についての普及啓発を進めます。
- ⑤ 不適切に飼養する動物の飼い主に対し適切な管理を指導します。

【市民が取り組むこと】

- ① エコドライブの実施や低燃費車、低公害車の購入に努めます。
- ② 生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道等への接続や合併処理浄化槽[※]の設置に努めます。
- ③ 周辺住民へ迷惑にならないように騒音・悪臭・振動に配慮します。
- ④ 犬・猫などの動物の適切な管理に努めます。
- ⑤ 家庭で使用する洗剤等は、環境に配慮した商品の購入に努めます。

【事業者が取り組むこと】

- ① 汚水による環境負荷を可能な限り低減し、河川・海域の汚濁や汚染を防止し

ます。

- ② 事業活動による騒音・悪臭・振動等については、規制基準の遵守に努めます。

■ 環境指標

評価指標	現状値	目標値
	R 元	R12
狂犬病予防注射実施率	88.9%	89.6%

3 地球環境にやさしいまちづくり

SDGs の目標 :



■ 地球環境

(1) 地球温暖化

- ※
- ① 技術的動向や経済性などを考慮し、太陽光発電などの新エネルギーの導入に向けた取組を推進します。
- ② 地球的規模の観点から、地域でできる取組を着実に推進するため、家庭や学校、事業活動などの場において、ライフスタイルや事業スタイルの見直し、エネルギーの効率的な利用の促進などを図ります。
- ③ 地球温暖化対策推進計画の周知を図り、市民・事業者の取組を促進します。
- ④ ※「はまだエコライフ推進隊」の活動を支援します。
- ⑤ 島根県など関係機関や「はまだエコライフ推進隊」と連携し、普及啓発事業を通じ、マイバッグ持参運動やエコドライブなど身近にできる取組を促進します。
- ⑥ 本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向け、公共施設への新エネルギーの導入や環境に負荷の少ない物品の購入や職員研修の実施などに取組みます。

(2) 省エネルギー

- ※
- ① 環境に負荷の少ない消費行動（グリーンコンシューマー）を市民一人ひとりに促すため、低炭素なライフスタイルの推進を図ります。
- ② 照明のLED化や家電製品の高効率機器への買い替え推進など、省エネ性能の高い機器の選択・転換の促進を図ります。

第3次浜田市環境基本計画

- ③ 事業活動に伴うエネルギー消費の効率化を図るため、[※]エネルギーマネジメントシステムの導入推進や高効率化機器の導入促進を図ります。
- ④ 環境負荷の低い交通・運輸への転換を図るため、自動車使用に伴う環境負荷の低減や公共交通機関の利用促進を図ります。

(3) 再生可能エネルギー

- ① 地域の自然環境との調和及び住民生活への影響に配慮しつつ、地域特性を最大限活かした再生可能エネルギー事業の推進を図ります。
- ② 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、地域主導による再生可能エネルギー普及の基盤整備やエネルギー種別ごとの促進に関する施策を実施します。
- ③ エネルギーの地産地消を推進するため、地域の自然資源によって発電された電力を地域内で消費する「電気の地産地消」に関する施策を実施します。

(4) 海洋汚染

- ① 関係機関と連携し海洋汚染防止に努めます。
- ② 海洋汚染に係る情報を収集し、市民への提供を実施します。
- ③ 海岸漂着ごみについては、海岸管理者と連携して地元ボランティアなどを中心に回収に努めます。

【市民が取り組むこと】

- ① 電気・ガス・水道などの節約に努めます。
- ② 住宅の建築などに当たっては、省エネ型資材の使用や住宅用太陽光発電システムの設置に努めます。
- ③ 公共交通機関や自転車など環境への負荷の少ない交通手段の利用やエコドライブの実施に努めます。
- ④ 自動車の購入の際は、低燃費車や低公害車を選択するよう努めます。

【事業者が取り組むこと】

- ① 事業活動と環境との関わりを把握し、環境への負担の低減に努めます。
- ② 省エネルギーに努め、環境への負担が少ない太陽光、小水力、風力、バイオマス等を活用した新エネルギーの導入に努めます。
- ③ 自動車利用の合理化を図り、走行量の抑制に努めます。
- ④ 自動車の購入の際は、低燃費車や低公害車の積極的な導入を図ります。

■ 環境指標

評価指標	現状値	目標値
	R元	R12
温室効果ガス排出量	525,502 t -co2	394,000 t -co2

4 資源を大切にすまちづくり

SDGsの目標：



■ 廃棄物

(1) 廃棄物

- ① 4R〈リフューズ（断る）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）〉によるごみの減量化を推進します。
- ② ごみの分別収集と再資源化の一層の推進と徹底を図ります。
- ③ 市民のごみ問題に対する意識の高揚と実践活動促進のため、普及啓発活動に積極的に取り組みます。
- ④ 食料資源の有効利用と廃棄物削減のため、食品ロス削減の推進に取り組みます。
- ⑤ マイバッグ持参運動の推進を図ります。
- ⑥ 環境清掃指導員と協力し、地域からのごみの適正排出を図ります。
- ⑦ ※しまねエコショップ制度の普及を図ります。

(2) 不法投棄

- ① ポイ捨て防止に向けた啓発活動に取り組みます。
- ② 不法投棄や不適正処理の防止のため、環境パトロールの強化や警察等関係機関と連携した取組を強化します。

【市民が取り組むこと】

- ① 再生商品や詰め替え、再利用が可能な商品を選択します。
- ② 生ごみの自家処理に努めます。
- ③ マイバックの持参や過剰包装の辞退に努めます。
- ④ 食品ロス削減のため、食材の適正量の購入などに努めます。

第3次浜田市環境基本計画

- ⑤ 飲食店での食べ残しによる食品ロスを削減するため、[※]「30・10（さんまるいちまる）運動」に取り組みます。

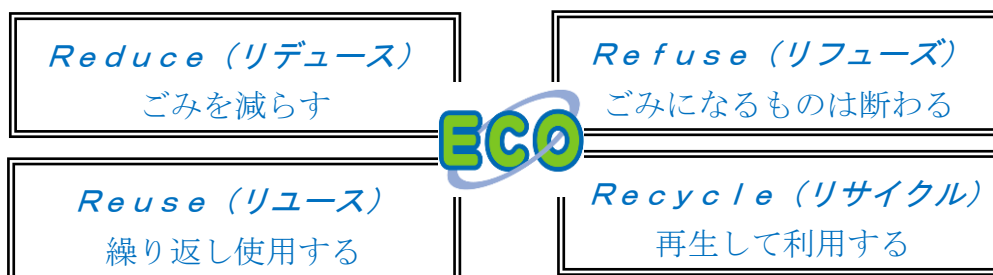
【事業者が取り組むこと】

- ① 廃棄物の減量化を図るとともにリサイクルに努めます。
② 飲食店での食べ残しによる食品ロスを削減するため、「30・10（さんまるいちまる）運動」に取り組みます。

■ 環境指標

評価指標	現状値	目標値
	R元	R12
一般廃棄物総排出量	19,430 t	16,574 t

ごみを減らすための4つのキーワード



第5章 計画の推進

この計画を自主かつ積極的な取組により具体化するためには、市民・事業者・市から構成される推進体制を確立するとともに、この計画の進行管理と必要に応じた見直しが必要です。

1 推進の方策

この計画に掲げる施策の方向性に向けた取組を効果的に推進するには、市民をはじめ、事業者・市といった各主体がそれぞれの立場において、自主的かつ積極的な取組を行うとともに、相互に協力・連携しながら、地域における取組を実施することが不可欠です。

このため、次の方策に基づいた施策を展開します。

1-1 市民運動

市民一人ひとりが、環境の保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとするよう努めるとともに、市が実施する施策への協力が不可欠です。

本市では、すでに様々な分野で環境活動に取り組まれている市民団体が数多くあります。今後、さらに活動が活発化されるような支援策が求められます。

【施策】

- ① 市民の自主的な環境保全に関する活動を支援します。
- ② 市民活動グループや島根県立大学の環境サークルなどと連携を図るとともに、活動を支援します。

1-2 環境教育

(1) 学校教育

本市では、総合的な学習の時間などを活用して、地球規模での環境問題をテーマとした学習に積極的に取り組む学校や、ふるさとを考える学習を通して、浜田の海

第3次浜田市環境基本計画

や地域の川について研究を行う学校など、各校とも環境教育に取り組んでいます。

学校における環境教育は、一部の教科のみで行われるのではなく、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動において相互の関連を図り、学校の教育活動全体を通して総合的に行われるものです。

校内での取組を進めるとともに、地域や家庭との連携を大切にしながら、環境教育の推進を図ることが重要です。

【施策】

- ① 学校においては、社会科・理科・家庭科・総合的な学習の時間などで、地球環境問題を始めとするさまざまな環境学習に取り組み、児童生徒の意識を高めます。
- ② 環境教育の一環として、地域の教育資源を活かした「持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進します。
- ③ 児童会・生徒会などの自発的活動を促進します。
- ④ 幼稚園・保育所及び放課後児童クラブなどへの環境教育を支援します。

(2) 地域学習

昨今、地球温暖化対策を始めとするさまざまな環境問題は、大きな社会問題となり、個人や家庭など個々によるエコ活動の取組が始まっています。

また、まちづくりセンターや市民組織においても、重要な活動の一つとなっています。

このような環境問題に対する活動が、より一層定着し、大きな活動となるためには、市民一人ひとりの意識啓発が重要になります。

また、子どもたちによる実践活動と連携協働した地域の取組がより効果的であると考えられます。

今後、まちづくりセンター活動や市民組織での活動など様々な機会を捉えて、環境保全の重要性や必要性をPRし、持続的な取組を促進します。

【施策】

- ① まちづくりセンターにおいて、地域課題として環境問題を地域ぐるみで解決しようとする機運を高めます。
- ② 地域の自治会活動やまちづくりセンター活動における環境学習への住民参加を促進します。
- ③ 地域学習と学校教育が連携協働する「地域学校協働活動」として、子どもたちの環境学習と地域の環境保全活動を推進します。

1-3 助成と支援

市民・事業者が積極的に環境への配慮行動に参加し、市と協働し環境施策を推進するためには、助成や支援が求められています。

【施策】

- ① 国・県や民間の各種助成制度や支援制度を調査研究し、市の施策に積極的に活用するとともに、市民・事業者へ情報提供し、活用を促進します。
- ② 新エネルギー導入などに対する助成を行います。
- ③ 長年にわたる環境保全に関するボランティア活動などに対して、各種表彰への推薦を行います。

1-4 助言と地域推進

環境基準値や環境に関する規制を遵守し、公害の発生防止・早期解決を図るためには、市の適切な助言体制と市民による推進体制を整えることが必要です。

【施策】

- ① 国や県と連携を密にし、環境基準の遵守や環境に関する規制の徹底を図り公害の発生を防止します。
- ② 公害の早期解決を図るため、法令に関する知識と環境の専門知識に精通した人材を育成・配置するとともに、市が即時に適切な助言・指導が行えるよう環境パトロールの機能を強化します。
- ③ 各地域の環境清掃指導員の協力を得て、地域に根ざした環境配慮活動を展開し、地域の環境保全に努めます。

1-5 情報の提供

本市をはじめ、国・島根県などの環境に関する様々な情報を収集・把握し、市ホームページなどから容易に検索できるような仕組みが必要です。

【施策】

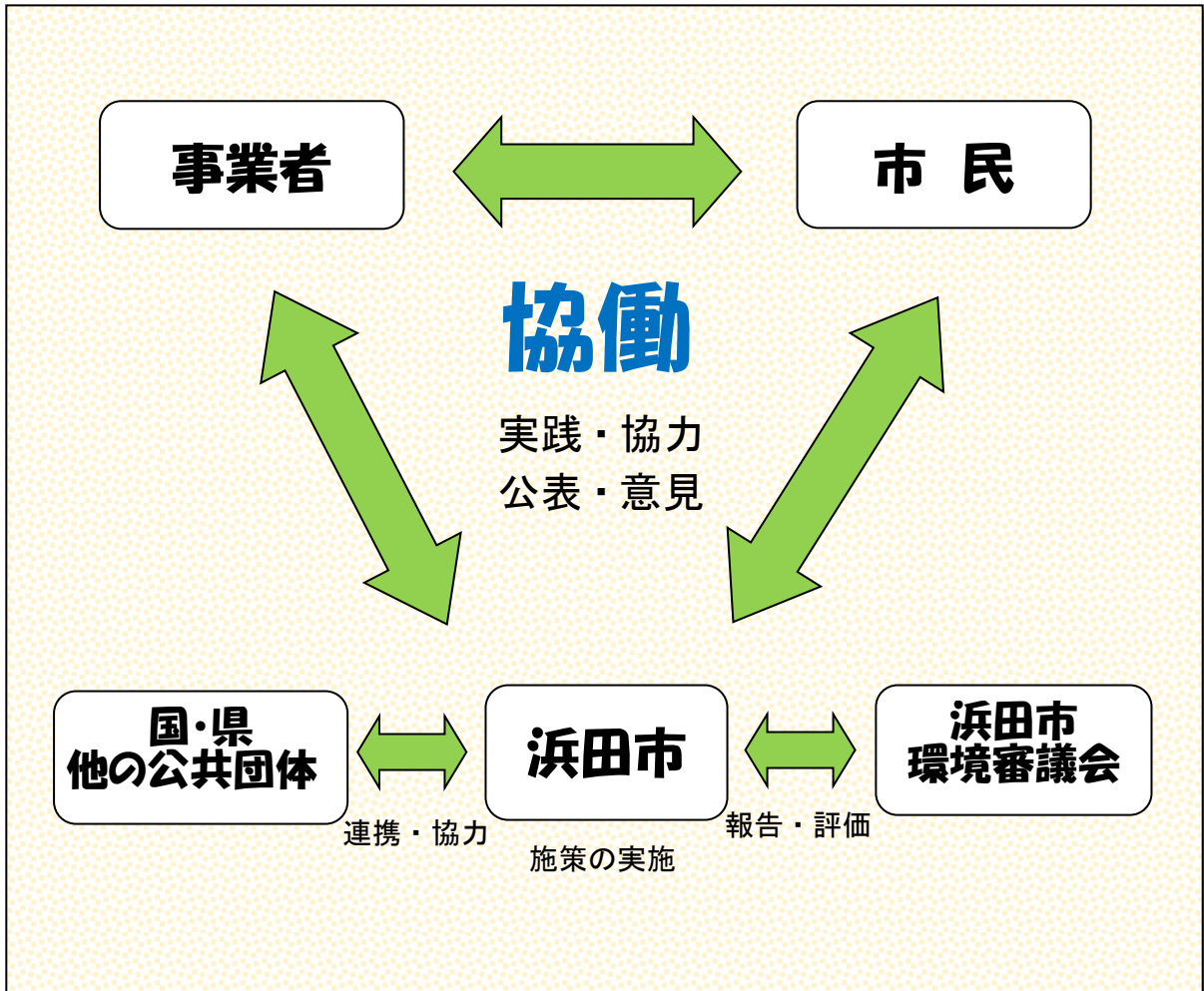
- ① 市民運動が活発化するよう、各種団体・グループに対し、各種情報提供に努めます。

- ② 新エネルギー導入などに対する各種支援制度の情報を提供します。

2 推進体制

この計画に掲げるテーマ「豊かな自然と美しい景観を守り活かすまち」の実現に向けては、各項目の具体的な施策の推進と、市民・事業者・市の自主的かつ積極的な取組による、計画策定後の実効性が重要です。

このため、計画策定後は、次のような推進体制により、進行管理と取組状況の検証・評価、必要に応じた計画の見直しを行っていきます。



(1) 市民・事業者・関係機関

① 市民・事業者

この計画に掲げた項目ごとの施策の推進に参加・協力します。

環境に配慮した行動の実践に努めます。

② 浜田市環境審議会

市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について、調査・審議します。

環境基本計画の進捗状況を評価します。また、必要な事項について審議し、市長に意見を述べます。

③ 国・島根県・他の地方公共団体

環境に関する法令や指針などの情報提供や指導・助言を受けます。

広域的取組を要する施策の推進にあたっての協力を要請します。

(2) 庁内組織

① 環境審議会 幹事会

環境審議会の所掌事務について委員を補佐します。

② 各部・課

この計画に掲げる各施策の実施及び実施状況の点検・報告をします。

(3) 事務局

① 環境課

この計画に掲げる各施策の実施状況を取りまとめ、公表します。

国や島根県など関係機関や庁内関係部署との連絡調整、情報の収集・提供を行います。



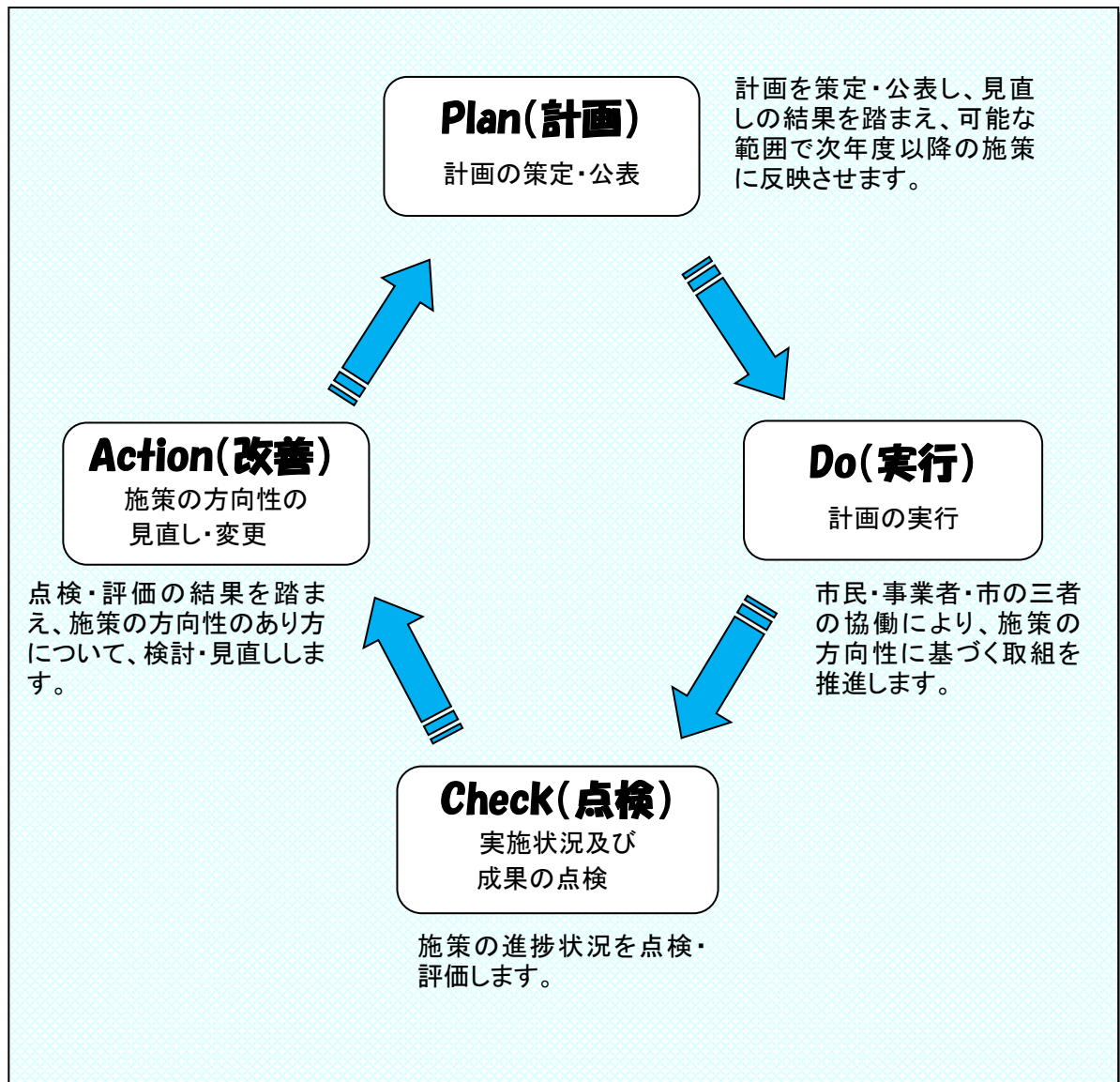
3 進行管理と見直し

この計画に基づく取組状況を把握するためには、各項目における施策の方向性に係る取組状況を定期的に把握する必要があります。

その取組状況によっては、今後の施策の方向性の修正・変更が必要になってきます。

このため、次のような「P D C Aサイクル」の考え方を取り入れた、各項目における施策の方向性の進行管理を行います。

なお、各項目の内、数値目標の設定のある項目については、目標に対する達成度を把握・点検し、進行管理に活用するものとします。



4 環境指標

【基本方針】

(1) 豊かな水や緑を育んでいくまちづくり

評価指標	現状値	目標値
	R元	R12
環境アダプトプログラム登録団体数	32 団体	37 団体

(2) 健康で安心して暮らせるまちづくり

評価指標	現状値	目標値
	R元	R12
狂犬病予防注射実施率	88.9%	89.6%

(3) 地球環境にやさしいまちづくり

評価指標	現状値	目標値
	H29	R12
温室効果ガス排出量	525,502 t -co2	394,000 t -co2

(4) 資源を大切にするまちづくり

評価指標	現状値	目標値
	R元	R12
一般廃棄物総排出量	19,430 t	16,574 t

資料編

1 策定の経過

〈令和2年度〉

日付	内容
5月21日(木)	策定方針決定
8月14日(金)	環境審議会(諮問)
8月19日(水)	庁内検討会議
9月16日(水)	環境審議会
10月13日(火)	庁内検討会議
10月26日(月)	環境審議会
11月16日(月) ～12月16日(水)	パブリックコメント
1月19日(火)	庁内検討会議
2月9日(火)	環境審議会
2月19日(金)	環境審議会(答申)

2 浜田市環境審議会

〈諮問書〉

環 第 465 号
令和2年8月14日

浜田市環境審議会
会長 濱田 泰弘 様

浜田市長 久保田 章市
(環 境 課)

「第3次浜田市環境基本計画 案」について（諮問）

このことについて、以下のとおり諮問します。

記

1 諮問件名

「第3次浜田市環境基本計画 案」について

2 諮問要旨及び理由

「第3次浜田市環境基本計画 案」について、意見をいただきたい。

(諮問理由)

「第3次浜田市環境基本計画」を今年度中に策定するにあたり、浜田市生活環境の保全に関する条例(平成17年条例第163号)第19条第3項の規定に基づき、意見を求めます。

第3次浜田市環境基本計画

〈答申書〉

令和3年2月19日

浜田市長 久保田 章市 様

浜田市環境審議会
会長 濱田 泰弘

「第3次浜田市環境基本計画 案」について（答申）

令和2年8月14日付け環第465号により諮問のあった第3次浜田市環境基本計画について、環境審議会を開催し慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「第3次浜田市環境基本計画（案）」を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

環境基本計画の策定にあたっては、別添計画書（案）のとおり策定されるとともに、本計画の推進にあたっては、確実な実行に努められるよう要望いたします。

第3次浜田市環境基本計画

〈委員名簿〉

選出区分	氏名	所属	職名
学識経験者	笠田 守	一般社団法人 浜田市医師会	副会長
	川神 裕司	浜田市薬剤師会	顧問
	濱田 泰弘 ◎	公立大学法人 島根県立大学	教授
	川島 隆寿	島根県水産技術センター	所長
	中島 剛	島根県産業技術センター	浜田技術センターセンター長
	阿部 哲彦	浜田市校長会	金城中学校校長
関係行政 機関の職員	高橋 起男	島根県浜田保健所	環境衛生部長
	道根 淳	島根県浜田水産事務所	所長
	大賀 隆宏	島根県浜田県土整備事務所	所長
関係団体の 代表者	田村 洋二 ○	浜田商工会議所	専務理事
	渡邊 恭郎	漁業協同組合 JFしまね浜田支所	支所運営委員長
	松原 啓二	島根県農業協同組合 いわみ中央地区本部	統括部長兼企画総務部長
	渡辺 寿	石央森林組合	代表理事専務
	賀戸 ひとみ	浜田市連合婦人会	会長
	井戸 静志	浜田自治区	浜田市連合自治協議会会長
	森野 一光	金城自治区	金城自治区代表
	岩田 直久	旭自治区	旭自治区代表
	小松原 峰雄	弥栄自治区	弥栄自治区代表
	玉田 一	三隅自治区	三隅自治区代表

◎=会長 ○=会長代理

3 浜田市生活環境の保全に関する条例

平成17年10月1日
条例第163号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 生活環境の保全(第7条—第17条)
- 第3章 保全施策の啓発、推進(第18条—第21条)
- 第4章 雑則(第22条—第25条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、生活環境の保全に関し、必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な生活環境の確保に努めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活環境 住居としての環境及び当該住居を中心として形成される生活を営む環境をいう。
- (2) 公共の場所 不特定多数の者が自由に利用し、又は出入りすることができる公園、広場、道路、河川、海浜その他これらに類する場所をいう。
- (3) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で占有者又は管理者(以下「占有者等」という。)が使用していないものをいう。
- (4) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす(紙に包んだものを含む。)、紙くず、釣り糸、ビニール袋その他これらに類するもので、投棄されることにより散乱の原因となる物をいう。
- (5) 飼い犬等 犬、猫その他の愛がん動物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、良好な生活環境を保全するための総合的施策を策定し、これを実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、生活環境の保全に関する意識を高め、自らの生活行動を地域の環境に配慮したものとするよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第3次浜田市環境基本計画

らない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を地域の環境と調和したものとするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(滞在者等の責務)

第6条 滞在者及び通過者は、自ら地域の環境保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 生活環境の保全

(公共の場所の清潔保持)

第7条 市民及び事業者は、地域、職域等の活動を通じ、公共の場所の清掃に協力するとともに、自主的に地域の清潔な環境保持に努めなければならない。

(空き地の維持管理)

第8条 空き地の占有者等は、環境の保全と害虫発生防止のため、空き地の除草及び清掃を行い、清潔な維持管理に努めなければならない。

(水源の保全)

第9条 何人も、水源及びその周辺の水質の保全について、特に配慮しなければならない。

(排出水の処理)

第10条 家庭からの排出水及び事業活動に伴う排出水を排出しようとする者は、汚水を直接河川等へ放流することなく、汚水ます等の設置その他適切な措置を講ずることにより、公共用水域の水質浄化に努めなければならない。

(空き缶等の散乱防止)

第11条 何人も、空き缶等は、自らの責任において適正に処理し、みだりに散乱させてはならない。

(回収容器の設置等)

第12条 自動販売機により飲食物を販売する者は、当該自動販売機を設置している場所において空き容器を回収する容器を設置するとともに、その機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(不法投棄の禁止)

第13条 何人も、公共の場所及び他人が占有し、又は管理する場所にみだりに廃棄物を投棄してはならない。

(廃棄物の燃焼制限)

第14条 何人も、燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス又は悪臭を発生するおそれのあるゴム、皮革、プラスチックその他の物質をみだりに燃焼させてはならない。

(公害防止)

第15条 事業者は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下又は悪臭等によって公害が発生しないよう、施設の整備等の適正な公害防止対策に努めな

第3次浜田市環境基本計画

なければならない。

(飼い犬等の管理)

第16条 飼い犬等を飼養する者は、当該動物が近隣住民に危害を与え、又は迷惑を及ぼさないよう適正に管理しなければならない。

(家畜等飼養施設の維持管理)

第17条 家畜等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生の防止に努めなければならない。

第3章 保全施策の啓発、推進

(啓発)

第18条 市長は、市民及び事業者に対し、生活環境の保全に関する意識の高揚及び知識の普及等の啓発に努めなければならない。

(環境基本計画)

第19条 市長は、総合的な施策を達成するため、生活環境の保全に関する基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、おおむね5年ごとに環境基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

3 市長は、環境基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、浜田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 市長は、生活環境等に関する年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(生活環境保全推進員)

第20条 市長は、地域における生活環境の保全を推進するため、生活環境保全推進員を委嘱することができる。

(生活環境保全協定の締結)

第21条 市長は、生活環境の保全に関し、必要と認めるときは、事業者に対して生活環境の保全に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 事業者は、市長から前項に規定する生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第4章 雑則

(紛争の処理)

第22条 事業者は、その事業活動による公害等に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(指導等)

第23条 市長は、生活環境の保全に関し、必要があると認めるときは、関係者に対

第3次浜田市環境基本計画

し必要な措置を講ずるよう指導又は助言することができる。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定による指導に従わない者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

(立入調査)

第24条 市長は、生活環境の保全に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、職員を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。

- (1) 人の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。
 - (2) 災害を誘発するおそれがあるとき。
 - (3) 周囲の美観、清潔及び衛生を著しく害するとき。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 関係者は、正当な理由がない限り立入調査を拒み、又は妨げてはならない。
 - 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市生活環境の保全に関する条例(平成11年浜田市条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 用語の解説

「あ」

■ アダプトプログラム (P14, 38)

市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」。

広場や公園など、公共の場所をボランティア団体が愛情をもって、清掃美化活動により、きれいにする取組。

市は活動に必要な支援を行う。

■ エネルギーマネジメントシステム (P43)

設備や機器の運転データ、エネルギー使用量を蓄積・解析することでエネルギー消費量の最適化・低減を図るシステム。

■ 黄長石霞石玄武岩（おうちょうせきかすみいしげんぶがん）(P17)

市内熱田町・長浜町・内田町の標高 120mの丘陵地一帯に分布し、そのうち三所の露頭が指定されている。

火山岩の一種で、黒色ないし暗灰色の細粒ち密な玄武岩。

多くの小さな沸石（ふっせき）の晶洞（しょうどう）があり、この晶洞にはしばしば岩漿水（がんしょうすい）が認められている。

日本で最初に、霞石と黄長石が発見されたのは、この長浜丘陵。霞石は中国山地の玄武岩中にわずかに認められていますが、霞石を含み長石を欠く玄武岩（霞石）は日本でこの丘陵のみ。

また、この玄武岩の一部には黄長石も含まれており、黄長石は日本で唯一この地で産出する。玄武岩中に霞石と黄長石が認められるのは、世界的にもめずらしい現象であり、地質鉱物学上貴重な存在。この岩石は、第三紀に噴出したもので、今からおよそ 600 万年前のものとされている。

■ 温室効果ガス (P26)

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ、産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほか、フロンガスなどの人為的な活動より大気中の濃度が増加の傾向にある。京都議定書では、温暖化防止のため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素のほか、代替フロン等 3 ガスが削減対象の温室効果ガスと定められた。

「か」

■ 海洋汚染 (P4, 5, 26, 28, 43)

海洋の汚濁・汚染のことであり、タンカー事故などによる油の流出や廃棄物の投棄などによる生態系破壊などをいう。

■ 合併処理浄化槽 (P41)

し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水に処理して放流する設備。

■ 環境パトロール (P39, 44, 48)

山間部や道路・河川への不法投棄・ポイ捨ての防止と、市民の安全・安心と快適な生活環境を守るために、巡回パトロールを行うとともに、不法投棄やポイ捨てごみの回収・処理を行う。

■ グリーンコンシューマー (P42)

商品を購入する際に、価格、品質、機能、デザインといった使用時の条件だけでなく、環境にも配慮して商品やサービスを選ぶグリーン購入を積極的に行う消費者。

■ 光化学オキシダント (P21, 22)

自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光（紫外線）を受けて、光化学反応により生成される。

濃度が高くなると、目や喉の痛みの他、頭痛や手足のしびれの症状が表れる。

「さ」

■ 再生可能エネルギー (P4, 5, 26, 28, 43)

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

■ 30・10（さんまるいちまる）運動 (P45)

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間」は席を立たずに料理を楽しみ、「お開き 10 分前」になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しむ運動。

■ しまねエコショップ制度 (P44)

「ごみの減量・リサイクル」に積極的に取り組んでおられ、島根県知事が認定し

たお店。

(取組み内容)

- ・ 包装簡易化・容器再生利用
- ・ 資源ごみ店頭回収
- ・ 再生商品の販売等
- ・ 店頭から出るごみの減量化・再資源化
- ・ リユース(再使用)

■ **省エネルギー** (P4, 5, 26, 27, 28, 42, 43)

石油や石炭、天然ガスなど限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

■ **新エネルギー** (P42, 43, 48)

太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等で、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要もの。

■ **水質汚濁** (P4, 5, 40, 41)

家庭から排出される生活排水や工場、事業所から排出される工場排水などにより、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋などに流れ込み水質が悪化すること。

「た」

■ **大気汚染** (P4, 5, 21, 40)

工場や事業所、家庭生活における自動車からの排気ガスや野焼きなどによって排出される有害物質が原因で大気が汚染されること。

■ **第2次浜田市総合振興計画** (P2, 32, 33)

長期的な視点から市の将来像(住みたい住んでよかった魅力いっぱい元気な浜田)を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性を総合的・体系的にまとめた計画。(平成28年3月策定)

■ **ツーリズム** (P32)

この計画に掲げるツーリズムとは、環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮した観光、旅行のこと。

■ **低公害車**（P40, 41, 43）

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車、圧縮空気車及びハイブリッド自動車（HV）などを指す。

低公害車の認定を受けた自動車は、税制面で優遇される等の特典を有する。通称はエコカー。

「は」

■ **はまだエコライフ推進隊**（P42）

正式名称は、浜田市地球温暖化対策地域協議会。

浜田市地球温暖化対策推進計画に基づき、地域の実情に応じた温室効果ガスの排出抑制の取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、ごみ減量化対策など循環型社会形成に向けた取組を進めることにより、未来を担う子どもたちにより良い環境を残すことを目的に設立した団体。（平成21年2月設立）

■ **ハートフルしまね**（P14）

島根県は、県が管理する道路や河川において、ボランティアにより行われる美化活動、草刈活動を推進しており、活動経費の一部を支援している。

■ **浜田市循環型社会形成推進地域計画**（P3）

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とした計画。（浜田地域計画は、平成23年度策定）

■ **浜田市地域新エネルギービジョン**（P28）

エネルギーの安定供給と地球温暖化防止のために、市民と行政、産業分野が一体となって、地域活性化や産業の振興などを目的に、新エネルギーの導入を推進するために策定するもの。（浜田市は、平成20年3月策定）

■ **浜田市地球温暖化対策実行計画**（P3, 26, 27）

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための地球温暖化に関する総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、市が講ずべき施策等について記載されている。（浜田市は、平成31年3月策定）

■ 浜田市都市計画マスタープラン (P3)

都市計画法に定められる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市が実施するさまざまな都市計画の指針になるもの。

まちづくりの将来像とその実現への方向性を示す計画であり、土地利用の方針、都市施設の整備方針を明らかにし、個別の都市計画における根拠として位置づけるもの。

■ 浜田農業振興地域整備計画 (P3)

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画。(浜田市は、平成19年10月策定)

■ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) (P21, 22)

大気中に浮遊している直径2.5 μm (1 μm は1mmの千分の1)以下の粒子のことで、従来から環境基準で定めて対策を進めてきた、浮遊粒子状物質よりも小さな粒子。

粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

■ 浮遊粒子状物質 (P22)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつ。

環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径10 μm 以下のものと定義している。

発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがある。

「ま」

■ マイクロプラスチック汚染 (P28)

マイクロプラスチックは、5mmより小さいプラスチックのかけらで、海に住む生物がゴミとエサを間違えて食べることで、生物の体内に有害物質が濃縮したマイクロプラスチックは、一部は魚を食べた鳥や人間の脂肪に溶け込んで体内に入り、蓄積されることで悪影響を及ぼすことが考えられている。

■ 木質バイオマス (P39)

バイオマスとは、生物資源の量を表す言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のことを呼び、その中でも木材からなるバイオマスのことを木質バイオマスと呼ぶ。

「ら」

■ レッドデータブック (P19)

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のことで、国際自然保護連合 (IUCN) という団体が、1966年に初めて発行した。

そこには、世界的な規模で絶滅のおそれのある野生生物と、その生息状況が解説されている。

第 3 次浜田市環境基本計画

令和 3 年度（2021 年度）～令和 12 年度（2030 年度）

令和 3 年 3 月 策定

浜田市 市民生活部 環境課

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

電話 (0855) 25-9420[直通]

FAX (0855) 22-9100

E-mail kankyoushou@city.hamada.lg.jp

URL <https://www.city.hamada.shimane.jp/>

「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」の策定について

1. 目的

近年、本市及び近隣において大型風力発電事業が相次いで計画されている現状があり、当該地域の住民から環境への影響を懸念する声が上がっている。こうした市民の不安を少しでも払拭し、生活環境の保全や自然環境との調和がとれた再生可能エネルギーの推進が図れるよう本ガイドラインを定めた。

なお、国の法令や県の条例等の定めが優先するものであり、このガイドラインは浜田市において事業者が設備の新設等や管理運営で調整すべき項目や目安を示したものである。

2. 対象

全高20メートル以上の大型風力発電事業とし、設備の新設、増設又は改修とする。ただし、国又は地方公共団体が実施するものを除く。

3. 項目及び目安

- (1) 事業主体：運転実績、事業の継続性、緊急時の即応体制、真摯な対応
- (2) 抑制区域：上水道水源地から一定範囲、自然公園等、その他不適区域
- (3) 設置可能場所：抑制区域以外の場所で住宅から風車まで一定距離
- (4) 住民説明会：事業着工1年以上前に開催、地域貢献策の提案

4. 市長意見

事業主体からガイドライン適合報告書の提出を受け、内容を精査し、適合していると認められない場合は、その旨を通知する。

また、以後の環境アセスの手続きにおける市長意見への参考資料とする。

5. 適用

施行期日は、令和3年4月1日とする。

経過措置として、施行日以前に環境影響評価法に基づく手続きをしているものに対しても、同法に基づく以後の市長意見提出の際には本ガイドラインを参考とした。

6. 既存事業に対して

- (1) 運転中の風力発電事業に対しては、増築や改修の際にも適用する。
- (2) 計画中の風力発電事業に対しては、以後の環境アセスの手続きによる市長意見の提出の際に本ガイドラインの適合具合を参考にする。

浜田市風力発電事業に関するガイドライン

R3. 3. 1

1. 目的

当市では、浜田市環境基本計画や浜田市地球温暖化対策実行計画を策定し、資源循環型社会の構築と地球温暖化防止への寄与を目指しています。更に省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入を進める上では、生活環境の保全や自然環境との調和も大切であると考えています。

本ガイドラインは、当市において、特に、大型風力発電事業に係る設備（以下「設備」という。）の新設、増設又は改修（以下「新設等」という。）を行うに当たり、国や島根県の各種法令や環境指針などに定めるもののほか、当該設備の新設等を行う者（以下「事業者」という。）が地域及び住民に対して配慮すると共に調整すべき項目やその目安を定めることにより、事業者による自主的な適正設備の新設等及び管理運営を促すことを目的とします。

2. 対象

本ガイドラインの対象となる大型風力発電事業は、全高 20 メートル以上の設備の新設等（既存の設備に係る新設等を含む。）とします。

ただし、国又は地方公共団体が実施するものを除きます。

3. 事業主体

事業者として適していると判断する目安は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 日本国内で概ね 2 年以上、7,500kw 以上の大型風力発電事業を行った実績の有無
- (2) 過去に前号の大型風力発電事業を実施する中で、当該地域との間で大きなトラブルの有無
- (3) 将来にわたる当該大型風力発電事業の継続性の見込み及び事業開始後少なくとも 10 年間における第三者への売却、譲渡、貸付等の可能性の有無
- (4) 自然災害や事故等の緊急事態が発生した場合に、迅速に復旧対応することができる態勢の有無
- (5) 事業計画段階から設備の新設等の後においても、地域住民からの意見、要望等に対し、誠実に対処する姿勢の有無

4. 事業抑制区域及び設備設置可能場所

- (1) 設備の新設等を行うことが適さない区域（以下「事業抑制区域」という。）は、次のいずれかに該当する区域とします。
 - ア 上水道の水源に係る取水地点から半径 1 キロメートル周辺域
 - イ 特に環境の保全が求められる国県が指定する自然公園等の地域
 - ウ その他市長が不適と認めた区域

- (2) 設備の新設等を行うことが適当である場所は、事業抑制区域以外の区域内であって、住宅から 600 メートル又は設備の全高の 4 倍以上の距離のいずれか長い距離を離れた場所とします。

5. 住民説明会

- (1) 事業者は、設備の新設等を行おうとする場所から 1 キロメートル以内に存する自治会等に対し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 3 条の 4 の規定により主務大臣に配慮書を送付する日（同法に基づく手続によらない設備の新設等については、事業着工日。以下「着工日」という。）の 1 年前の日以前に、住民説明会を開催し、住民の理解を得てください。
- (2) 事業者は、当該地域の活動支援、生活支援、住環境整備、雇用創出など、地域の振興に寄与するような貢献策がある場合には、住民説明会で提案してください。

6. 報告書の提出

事業者は、本ガイドラインに適合していることを示すため、浜田市風力発電事業ガイドライン適合報告書（様式第 1 号）を着工日の概ね 1 年前の日以前に市長に提出してください。

7. 市長意見

- (1) 市長は、前項の報告書の提出があったときは、内容を精査し、本ガイドラインに適合していると認められない場合は、意見書（様式第 2 号）により、その旨を事業者に通知します。
- (2) 市長は、環境影響評価法に基づく市長意見を提出するときは、同法その他特別の定めに加え、本ガイドラインの適合項目を参考として当該市長意見を提出します。

8. 補 則

本ガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 本ガイドラインは、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

（経過措置）

- 2 本ガイドラインは、着工日が本ガイドラインの施行の日以後の設備の新設等について適用します。ただし、既に環境影響評価法に基づく手続中のものであっても、同法に基づく市長意見については、本ガイドラインの規定を参考にします。

浜田市風力発電事業に関するガイドラインに係る運用細則

R3. 3. 1

1. 趣 旨

この運用細則は、「浜田市風力発電事業に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとします。

2. 事業主体

- (1) ガイドライン第3項第1号の規定における「日本国内で2年以上の事業実績が有る」とは、営利事業目的の設備で住民説明会の開催までに営利事業目的の運転実績が概ね2年以上であることをいいます。
- (2) ガイドライン第3項第2号の規定における「当該地域との間で大きなトラブルが無い」とは、運転期間中において、当該地域の自治体又は自治会等との間で訴訟等が起きたことがないことをいいます。
- (3) ガイドライン第3項第3号の規定における「事業の継続性が見込まれ、第三者への売却・譲渡・貸付等の可能性が無い」とは、事業開始後少なくとも10年間は、第三者への売却、譲渡、貸付等を禁じた条項の記載がある賃貸借契約を設備土地所有者と締結することをいいます。
- (4) ガイドライン第3項第4号の規定における「緊急事態に対し迅速に復旧対応できる態勢が有る」とは、設備の建設を請け負う会社及び運転管理をサポートする会社並びに設備のメンテナンスを行う会社と迅速対応の契約を結んでいること、並びに損害保険等に加入すること等により、緊急事態において迅速に復旧対応できる財務体質であることをいいます。
- (5) ガイドライン第3項第5号の規定における「地域からの意見、要望等に対し誠実に対処する姿勢が有る」とは、浜田市内に相談窓口事務所を設け事業者職員が常駐し、迅速丁寧に対応し真摯に回答できる旨の内容を住民説明会で説明することをいいます。

3. 事業抑制区域及び設備設置可能場所

- (1) ガイドライン第4項第1号アに規定する「事業抑制区域」とは、別添地図のとおりとします。
- (2) ガイドライン第4項第1号イに規定する「国県が指定する自然公園等の地域」とは、西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域並びに「日本の棚田百選」に選出された都川及び室谷の棚田地域とします。この場合において、これらに変更があった場合や新たな自然公園等の指定があった場合は、その都度見直すこととします。
- (3) ガイドライン第4項第1号ウに規定する「市長が不適と認めた区域」とは、風俗習慣、信仰、歴史文化、文化財包蔵地等を考慮し、事業計画に応じ市長がその都度定めます。

- (4) ガイドライン第4項第2号に規定する「住宅」とは、専ら自己の居住の用に供する住宅をいいます。
- (5) ガイドライン第4項第2号に規定する「設備の全高」とは、風車の支柱を超えた風車の回転域を含めた高さをいいます。

4. 住民説明会

事業者は、住民説明会を開催したときは、当該住民説明会で説明した内容、質疑応答等をまとめた報告書を、その開催後1月程度を目安に市長に提出してください。

5. 市長意見

- (1) 市長は、ガイドライン第7項第1号の規定により通知したときは、市民に公表することがあります。
- (2) ガイドライン第7項第2号の「市長意見」とは、環境影響評価法に基づく環境配慮書（同法第3条の7）、方法書（同法第10条）、及び準備書（同法第20条）について島根県知事に提出する意見をいいます。

6. 補 則

この運用細則は、令和3年4月1日から施行します。

インクカートリッジの回収について

事業内容

浜田市が、プリンターメーカー4社が共同で実施している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加して、家庭で使用済みとなったインクジェットプリンター用カートリッジの回収を行う。

参加団体は、場所の提供・回収箱の管理・発送作業を行い、運送費用はプロジェクトが負担し、回収後は各メーカーがリサイクルを実施。

※「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」とは

使用済みインクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進するため、プリンターメーカーの4社（ブラザー、キャノン、エプソン、日本HP）が共同で運営するプロジェクト。

回収対象となるインクカートリッジ

・「ブラザー」「キャノン」「エプソン」「日本HP」の純正品



・互換インクカートリッジ、トナーカートリッジは対象外

回収方法

里帰りプロジェクトの専用回収箱（右イラスト）に入れる。

回収場所

市役所本庁及び各支所

開始時期

令和3年3月1日

市内の既存の回収場所（プロジェクト参画）

浜田郵便局、周布郵便局、雲城郵便局、三隅郵便局



令和3年度 地方税制改正の概要について

「地方税法の一部を改正する法律」等が例年3月31日に公布、一部を除いて4月1日から施行されます。これらの改正点のうち、浜田市税条例の改正が必要なものについては、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分により、令和3年3月31日の条例改正を予定しています。

主な地方税制改正の概要は、次のとおりです。

1 個人住民税関係

(1) 住宅ローン控除の特例の延長と床面積要件の緩和

住宅の取得等に係る消費税率が10%の場合に、住宅ローン控除の控除期間を10年間から13年間とした特例措置を延長するとともに、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。

項目		所得要件 〔控除の適用を 受ける年分〕	床面積 要件	契約要件 (新築)	入居要件	控除 期間
改正前	原則	合計所得金額 3,000万円以下	50㎡以上	なし	なし	10年
	消費税10% 引上げに伴 う緩和措置				令和元年10月1日 ～ 令和2年12月31日	13年
改正後	緩和措置の 延長及び 床面積要件 の緩和	合計所得金額 3,000万円以下	50㎡以上	※ 令和2年10月1日 ～ 令和3年9月30日	令和3年1月1日 ～ 令和4年12月31日	13年
		合計所得金額 1,000万円以下	40㎡以上 50㎡未満			

※ 建売、中古、増改築等の契約要件は、令和2年12月1日～令和3年11月30日

(2) セルフメディケーション税制の見直し

平成29年1月から従来の医療費控除の特例として、新たに創設されたセルフメディケーション税制について、対象となる医薬品について一定の見直しを行い、適用を受けるための申告手続きを簡素化した上で、適用期限を5年延長（令和8年12月31日）する。

		改正前	改正後
適用期限		令和3年12月31日	令和8年12月31日
対象となる 医薬品	スイッチ OTC医薬品	全て対象	療養の給付に要する費用の適正化の 効果が 低い と認められるものを 除外
	非 スイッチ OTC医薬品	全て 対象外	療養の給付に要する費用の適正化の 効果が著しく 高い と認められるもの (3薬効程度)を 対象に加える

※ スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）

(3) 退職所得課税の適正化

退職所得については、長期間にわたる勤務の対価が一時期にまとめて後払いされるものであることや、退職後の生活保障的な所得であること等を考慮し、退職所得控除額を控除した残額の2分の1を所得金額とする累進緩和措置が採られている。

この制度を利用し、意図的に短期間勤務予定の従業員の給与を下げ、代わりに高額な退職金を支払うことにより、税負担を回避するといった事例が見受けられている。これを是正するため、勤続年数5年以下の従業員の退職金について、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しないこととする。

勤続年数	従 業 員		
	改 正 前	改 正 後	
	退職手当等の収入金額から 退職所得控除を控除した残額	退職手当等の収入金額から 退職所得控除を控除した残額	
		300万円以下の部分	
		300万円超の部分	
5年以下	1/2課税適用あり	1/2課税適用あり	1/2課税適用なし
5年超			1/2課税適用あり

2 軽自動車税関係

(1) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。

	改 正 前		改 正 後
	令和元年度税制改正	新型コロナウイルス 感染症緊急経済対策	今 回
適用期限	平成元年10月1日 ～ 令和2年9月30日	平成2年10月1日 ～ 令和3年3月31日	平成3年4月1日 ～ 令和3年12月31日

(2) グリーン化特例（軽課）の見直し及び2年間延長

現行制度を見直した上で、その適用期限を2年間（令和5年度まで）延長する。

三輪以上の軽自動車（営業用乗用車）

改 正 前		改 正 後	
平成30年度～令和3年度		令和4年度～令和5年度	
区 分	軽減率	区 分	軽減率
電気軽自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	電気軽自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
R2年度燃費基準+30%達成車	50% 軽減	R12年度燃費基準90%達成車	50% 軽減
R2年度燃費基準+10%達成車	25% 軽減	R12年度燃費基準70%達成車	25% 軽減

※ 天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制に適合する車両又は平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限る。

※ 電気軽自動車等を除き、平成30年排出ガス基準50%低減達成車（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

3 固定資産税関係

(1) 土地に係る負担調整措置等について

宅地等に係る負担調整措置、据置年度における価格の下落修正措置等を3年延長する。

また、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度限りの措置として、負担調整措置により令和3年度の課税標準額が上昇する土地については、令和2年度の課税標準額に据え置く。

(2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備等を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を2年延長する。

	改正前	改正後
適用期限	令和3年3月31日までに取得した資産	令和5年3月31日までに取得した資産

【特例内容】

固定資産税の課税標準を最初の3年度分「0」とする。

【特例要件】

- ① 認定先端設備等導入計画に基づき中小事業者が実施する設備投資
- ② 真に生産性革命を実現するための設備投資（労働生産性が年平均3%以上向上）
- ③ 生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

【対象資産】

資産の区分	該 当	要 件
機械及び装置 工具、器具及び備品 建物附属設備	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの	平成30年4月1日以降の取得
事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの	令和2年4月30日以降の取得
構築物	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの	令和2年4月30日以降の取得

(3) 雨水貯留浸透施設に係る特例措置の創設について

浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、県知事等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準の特例率を「わがまち特例」により定め、価格に3分の1を乗じた額とする特例措置を創設する。

(4) 利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設について

民間事業者等により治水協定に位置付けられた利水ダムに整備される治水のための放流施設（洪水吐ゲート及び放流管）について、固定資産税の非課税措置を創設する。

(5) シェアサイクルポートに係る特例措置の創設について

自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画に位置づけられたシェアサイクル事業により、新たに整備されるシェアサイクルポートの用に供する一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格に4分の3を乗じた額とする特例措置を創設する。

4 その他

(1) 税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている地方税関係書類について、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

(2) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続きのためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。